

## 令和4年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和4年 3月 9日(水曜日) 午前9時30分開議

- 第17 議案第14号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第18 議案第 7号 令和4年度訓子府町一般会計予算について
- 第19 議案第 8号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第20 議案第 9号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第21 議案第10号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第22 議案第11号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第23 議案第12号 令和4年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第24 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第25 議案第15号 訓子府町自転車等の放置防止に関する条例の制定について
- 第26 議案第16号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 第28 報告第 1号 定期監査結果報告について
- 第29 報告第 2号 出納検査結果報告について
- 第30 報告第 3号 所管事務調査結果報告について
- 第31 一 所管事務調査について

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	西	森	信	夫	君	
3番	山	田	日	出	夫	君	4番	仁	木	義	人	君
5番	西	山	由	美	子	君	6番	須	河		徹	君
7番	泉		愉	美	君	8番	谷	口	武	彦	君	
9番	工	藤	弘	喜	君	10番	河	端	芳	惠	君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君														
副	町	長	森	谷	清	和	君													
総	務	課	長	硯	見	康	之	君												
企	画	財	政	課	長	篠	田	康	行	君										
町	民	課	長	・	元	気	な	ま	ち	づ	り	推	進	室	長	坂	井	毅	史	君
福	祉	保	健	課	長	今	田	朝	幸	君										
福	祉	保	健	課	長	補	佐	関	口	好	子	君								
農	林	商	工	課	長	大	里	孝	生	君										
建	設	課	長	・	上	下	水	道	課	長	渡	辺	克	人	君					
会	計	管	理	者	・	危	機	管	理	監	伊	田		彰	君					
教	育	委	員	会	教	育	長	林		秀	貴	君								
管	理	課	長	高	橋		治	君												
子	ど	も	未	来	課	長	山	本	正	徳	君									
社	会	教	育	課	長	・	図	書	館	長	山	田	洋	通	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	次	長	今	田	和	則	君						
農	業	委	員	会	会	長	細	川	孝	雄	君									
監	査	委	員	平	塚	晴	康	君												
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	森	下	直	治	君						

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	山	内	啓	伸	君
議	会	事	務	局	係	長	小	林	央	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議案第14号、議案第 7号、議案第 8号、議案第 9号、議案第10号、  
議案第11号、議案第12号

○議長（須河 徹君） この際、日程第17、議案第14号、日程第18、議案第7号、  
日程第19、議案第8号、日程第20、議案第9号、日程第21、議案第10号、日程第  
22、議案第11号、日程第23、議案第12号は、関連する議案なので一括議題といた  
します。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第14号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書90ページです。

管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 議案書90ページをお開き願います。

議案第14号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について、提案理由の説明をいたします。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第8号）の一部を改正  
する条例を、次のように制定しようとするものであります。

記以下について、ご説明申し上げます。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第8号）の一部を次の  
ように改正する。

第3条中「3,600万円」を「4,800万円」に改めるものでございます。

この規定につきましては、基金の上限を定めるものであり、平成28年に基金の上限額  
の改正を行いましたが、その後、見込みを上回る申込者があったことにより、基金に不足  
が生じることとなったことから、今後の貸付金額、償還金額の試算を行い、当面の運用可  
能な基金の額の「4,800万円」に改めるものでございます。

合わせて令和4年度当初予算で、現在の基金総額と今回の基金の上限額4,800万円  
との差1,287万円を積み増しすることで、予算提案させていただいておりますので、  
ご理解願います。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第14号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について、提案理由の説明を申し上げました。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第7号 令和4年度訓子府町一般会計予算についての

提案理由の説明を求めます。別冊予算書2ページです。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 議案第7号 令和4年度訓子府町一般会計予算について提案説明をいたします。

内容につきましては、事前にお配りしております別冊の「令和4年度各会計予算書」と「令和4年度各会計予算案の説明資料」の2冊によって説明いたします。

なお、説明の中で、前年度と表現する部分につきましては令和3年度を、本年度と表現する部分につきましては、令和4年度を指しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、はじめに各会計予算案の説明資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページから3ページまでは予算案の概要について記載しています。

国の地方財政対策についても触れておりますが、令和4年度のポイントといたしましては、一つ目として地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、二つ目として国税と地方税の収入増が見込まれるなかで臨時財政対策債の抑制、三つ目として歳出面で地域社会のデジタル化推進、公共施設の脱炭素化の取り組み推進、消防・防災力の一層の強化などに対する財政支援などが挙げられます。

こうした国の対策に加え、第6次町総合計画の将来像を目指した施策の推進、財政健全化を念頭においた一般行政経費の縮減、財源確保見通しに基づく予算規模の設定などに留意し、令和4年度の予算の編成にあたりました。

一般会計においては、前年度計上の消防庁舎建設関連経費7億4,206万7千円が未計上となったものの、本年度、消防庁舎外構工事と備品購入費、現在の庁舎に設置の通信機器の移設経費合わせて1億3,202万8千円の計上、さらに新規事業の取り込みや事業内容の拡充に伴う事業費の増加などにより、歳入において7億3,301万6千円の財源不足が生じ、臨時財政対策債を除く地方債約3億3,410万円の発行、基金から3億9,891万6千円を取り崩し、財源不足を解消することとしております。

この結果、2ページの表にありますように、一般会計の予算総額は、前年度比マイナス4.4%、額にして2億2,510万円減の48億3,510万円となっております。

なお、令和3年度の国の補正予算である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は9,383万7千円の内示を受けておりますが、このうち、令和3年度事業に1,383万7千円、令和4年度当初予算に2,530万円を充当することとしております。残り5,470万円については、新年度に入って適期に補正予算を組ませていただきたいと思いますと考えておりますのでご了承願います。

さて、款別の予算額と伸び率は4ページになりますけれども、4ページのとおりでございますが、下段の2.一般会計歳出目的別内訳のうち、伸び率の大きなところでみますと、2款、総務費は、庁舎電話機更新、情報ネットワーク強靱化システム機器更新、ふるさとおもいやり基金積立およびふるさとおもいやり寄付推進事業の増額などにより、対前年度59.7%の伸び。

9款、消防費は、消防庁舎建設事業費の減少などにより、対前年度59.7%の減。

11款、公債費は、スポーツセンター本体工事の元金償還が始まったことなどから、13.9%の伸びとなっております。ちなみに令和2年度と比べますと29.5%の伸びと

なっております。

次に、7ページになりますが、7ページには会計別人件費の資料を載せてあります。

一般会計でいいますと、特別職3名と一般職102名分、会計年度任用職員132名分、議員および各種委員分を計上。人件費の合計は表の下にあります。一般会計で10億9,699万5千円、対前年度1,730万7千円の減となっております。

次に、8ページには、基金の保有状況を一覧にしたものでありますが、表の下から4段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計の計で38億5,154万円となります。

9ページからは投資的事業を、14ページからは補助奨励費を、19ページからは扶助費の内訳を一覧にしております。22、23ページには債務負担行為の本年度支出予定額、24ページには社会保障財源に充てる引き上げ分の地方消費税交付金の使途を載せてあります。

41ページから43ページには、投資的事業の実施箇所図を添付しておりますので、ご覧をいただくこととし、これ以降は予算書によって説明してまいります。

それでは、別冊の予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 令和4年度訓子府町一般会計予算。

令和4年度訓子府町の一般会計予算は次に定めるものとし、第1条第1項では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億3,510万円と定めることとしております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の3ページから12ページにあります第1表 歳入歳出予算によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど事項別明細書の中で説明させていただきます。

2ページでございますが、第2条の債務負担行為と第3条の地方債について定めておりますが、これについても後ほど第2表と第3表で説明させていただきます。

次に、第4条では、一時借入金の借り入れ最高額を5億円と定めております。参考までに、前年度は大型事業である消防庁舎建設がありましたので、本年度より2億多い7億円と定めておりました。

それでは、13ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為の内容を載せていますが、本年度は4件になります。

まず、1件目の空き家活用定住対策事業補助金につきましては、期間は令和4年度から令和9年度までの6年間、限度額については1,600万円。

2件目の季節労働者生活資金貸付金利子補給及び損失補償につきましては、期間は令和4年度から令和5年度までの2年間、限度額は利子補給と損失補償について、それぞれ定めております。

3件目の北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業は、令和4年度入学生分で、期間は令和4年度から令和6年度までの3年間で限度額859万2千円。

最後、4件目の北海道訓子府高等学校修学旅行費支援対策事業は、令和4年度入学生分で、期間を令和4年度から令和5年度までの2年間で限度額は105万円とするものでございます。

次に、14ページの第3表 地方債では、合計11本の起債の目的、借入限度額、起債

の方法、利率、償還方法を載せてあります。目的別の限度額の内容はご覧のとおりでございますが、限度額の総額は、消防庁舎本体工事完了のため、前年度当初より6億3,130万円減の3億6,910万円となります。

次に、15ページからは事項別明細になります。15、16ページは歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これは、ご覧をいただくこととし、17ページ以降の説明に入りたいと思います。

説明にあたっては、歳入歳出とも新規あるいは特徴的な部分、前年度当初予算と比べ増減の大きなものを中心にさせていただきます。

また、制度や積算方法等に変更がなく、事業対象人数、件数など年度により基礎数値が変動するものなど、単純な理由により事業費が増減するものなどは、一部説明を割愛させていただきます。

それでは、歳入の事項別明細書の説明に入ります。17ページをご覧ください。

1款、1項、町民税、1目、個人、1節、現年課税分では、均等割は、納税義務者数、対前年度55人減の2,370人を見込み、対前年度19万2千円減の829万5千円。

所得割は、平成29年度から前年度までの5年間の平均、ただし農業所得は、農畜産物の販売額などを基に課税標準額を算出、譲渡所得も過去5年間の平均に税率を乗じ、住宅ローン控除減額分は前年度実績額、これらの差し引き合計に99%を乗じて算定、この結果、前年度に比べ581万6千円減の2億1,875万1千円、滞納繰越分も合わせた目全体では600万8千円減の2億2,744万6千円を計上。

次に、その下の2目、法人では、前年度と同じ91法人分、対前年度45万3千円増の2,744万4千円を計上。

次に、2項、1目、固定資産税の現年課税分は、課税標準見込額で算定した税額から専用住宅軽減、生活保護等減免、公益利用減免分、また新型コロナ軽減分を控除し、さらに99%を乗じて算定し、滞納繰越分も合わせた目全体で、対前年度1,210万6千円増の2億3,135万4千円を計上。

なお、新型コロナ軽減分75万8千円は、後ほど説明しますが、地方特例交付金で国から補填されることとなっております。

次に、19ページの3項、軽自動車税、1目、環境性能割では、課税対象台数を前年度の約2倍の37.7台を見込み、平均税額1万9,757円を乗じて74万4千円を計上。2目の種別割では、前年10月末の課税台数を基に算定し、前年度より93台多い4,442台分、滞納繰越分も含め2,068万4千円を計上。

次に、4項、1目、町たばこ税は、昨年10月から新税率が適用となったことと、前年度より8万4千本多い518万4千本を見込み、3,396万5千円を計上。

次に、6項、1目、入湯税は、温泉保養センター利用者の利用人数見込により算定し、対前年度7万1千円増の183万3千円を計上。

次に、21ページ、2款、1項、1目、地方揮発油譲与税は、前年度同額の1,800万円を計上。2項、1目、自動車重量譲与税は、総務省概算要求を参考に6千万円を計上。3項、1目、森林環境譲与税は、本年度から段階的に増額となるため、対前年度102万9千円増の462万3千円を計上。

3款、1項、1目、利子割交付金から23ページ一番上の6款、1項、1目、法人事業

税交付金までは、前年度同額を計上。

7 款、1 項、1 目、地方消費税交付金は、前年度決算見込額 1 億 7 0 0 万円を計上。

8 款、1 項、1 目、環境性能割交付金、その下の 9 款、1 項、1 目、地方特例交付金は前年度決算見込みをベースに計上。

2 項、1 目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、先ほど固定資産税のところの説明しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置に伴う減収分を国が補填するもので 7 5 万 8 千円を計上。

1 0 款、1 項、1 目、地方交付税は、前年度と比べ 3 億円増の 2 2 億 8 千万円を計上。このうち普通交付税では、前年度の単位費用を用いて基準財政需要額を算定しましたが、スポーツセンター本体の起債の元金償還が始まるため、公債費のうち過疎債で 7, 6 0 0 万円増えたこと、地域デジタル社会推進費 5 千万円を計上したこと、さらに臨時財政対策債振替額を 6, 5 0 0 万円少なく見込んだことなどにより対前年度 3 億円増の 2 1 億 5 千万円を計上。

また、2 6 ページの特別交付税は、前年同額の 1 億 3 千万円を計上。

次に、1 2 款、分担金及び負担金です。

1 項、1 目、農林水産業費分担金は、道営事業 4 本分の受益者分担金 5, 5 1 4 万 2 千円を計上。

2 項、1 目、民生費負担金、2 節の児童福祉費負担金のうち、上段の広域入所市町村負担金は、他の市町村から本町のこども園へ広域入所があった場合、園児の住所地の市町村から本町に支払われる負担金で、前年度 1 名だったのを本年度は 3 名見込んで 1 4 2 万 2 千円増の 1 9 6 万円を計上。下段の広域入所利用者負担金は、広域入所された園児の保護者の負担金で 1 名分を見込み 3 7 万 8 千円の計上。

次に、2 目、1 節、農業費負担金の一番下の道営訓子府中央一期地区水利施設等保全高度化事業負担金 2 万 2 千円は、置戸町の受益者負担金分です。

次に、2 7 ページの 1 3 款、1 項、6 目、土木使用料、3 節、住宅使用料では、町営住宅入居者数の減を見込んだことなどから、目全体で 1 1 1 万 2 千円減の 8, 0 7 8 万 4 千円を計上。

2 項、手数料は、2 目、1 節、保健衛生手数料のうち、廃棄物処理手数料 3 3 万 1 千円の増を見込むなど項全体で 2 0 万 4 千円増の 1, 6 5 7 万 1 千円を計上。

次に、2 9 ページになります。

1 4 款、国庫支出金になります。

1 項、国庫負担金、1 目、民生費国庫負担金は、対象者数の増減があり、目全体で 1 7 4 万 6 千円減の 1 億 6, 5 3 8 万 9 千円を計上。

3 1 ページの 2 項、国庫補助金の 1 目、1 節、総務費補助金では、いずれも本年度新規計上のもので、マイナポイント事業費補助金 9 8 万 5 千円は、マイナポイント付与にかかる申し込み手続き事務を対象に 1 0 分の 1 0 が補助されるもので、システム機器のリース代と通信運搬費、申込手続きにあたる会計年度任用職員の報酬を歳出に計上しております。

次に、デジタル基盤改革支援補助金 4 5 0 万円は、子育ておよび介護の手続きなど、マイナンバーカードを用いてマイナポータルへの接続にあたっての申請管理システム構築費

に対する補助で補助率2分の1。

その下の社会保障・税番号制度システム整備補助金・法務省分39万6千円は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入にかかる経費に対する補助で補助率10分の10となっております。

その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の令和3年度補正予算で本町に9,383万7千円の配分があり、そのうち1,383万7千円を令和3年度の事業予算に充て、残り8千万円のうち、ここに計上の2,530万円について、令和4年度当初予算計上の事業に充てるものでございます。

また、残り5,470万円については、本年度の補正予算で別途計上させていただき予定となっております。

なお、前年度、個人番号カード交付事業費補助金353万3千円を計上し、町を經由して地方公共団体情報システム機構へ交付してはりましたが、総務省から直接補助することになったため、本年度は未計上となっております。また、歳出も同様に未計上であります。

4目、土木費国庫補助金の1節、住宅費補助金のうち、空き家対策総合支援事業補助金は、本年度実施する空き家実態調査業務414万7千円の2分の1、207万3千円と、新規事業である空き家解体費補助金100万円の8掛けの2分の1、40万円、合わせて247万3千円を計上。

2節、道路橋りょう費補助金は、橋りょう点検と橋梁3橋の長寿命化修繕実施計画、中央橋の修繕に対する道路メンテナンス補助金5,015万7千円と除雪事業に対する防災・安全交付金110万円合わせて5,125万7千円を計上。

なお、前年度の除雪専用車更新補助金4千万円の計上がないため、目全体では3,299万9千円の減。

5目、教育費国庫補助金、2節、中学校費補助金には、前年度の訓子府中学校ボイラー改修にかかる学校施設環境改善交付金1,393万3千円が未計上のため、目全体で1,381万6千円の減となっております。

3項、委託金、1目、総務費委託金の2節、選挙費委託金には、参議院議員選挙委託金542万2千円計上。なお、前年度は衆議院議員選挙委託金558万7千円の計上がありました。

次に、15款、道支出金です。

1項、道負担金、1目、民生費道負担金の1節、社会福祉費負担金では、34ページの一番上の民生委員推薦会活動費負担金は、本年度民生委員改選期のため推薦活動に対する負担金1万円を計上しております。

下の表の2項、道補助金、1目、総務費道補助金、1節、総務費補助金のうち、森林環境保全整備事業補助金は、町有林では人工造林の新植面積が前年度の倍以上の5.78ha増えるなど129万6千円増の1,419万1千円、保安林では準備地拵えを本年度予定していることなどから151万9千円増の200万9千円、合わせて1,620万円を計上。

35ページの2目、民生費道補助金、1節、社会福祉費補助金では、一番下の権利擁護人材育成事業費補助金133万円を新たに計上。

本年度から北見市、置戸町と本町で北見地域成年後見中核センターを設置しようとして

おりますが、高齢者の権利擁護に携わる人材育成などに対する補助で補助率10分の10、上限額200万円となっております。

4目、農林水産業費道補助金、1節、農業費補助金のうち、下から3行目の北海道水利施設等保全高度化事業補助金とその下の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金は、道営土地改良事業のパワーアップ対象事業費の増により、合わせて2,551万4千円の増額となっており、目全体で2,304万8千円増となっております。

3項、1目、総務費委託金、38ページの4節、選挙費委託金には、来年4月に執行予定の知事・道議会議員選挙にかかる委託金288万5千円を計上。

次に、16款、財産収入です。

下の表、2項、財産売払収入、1目、生産物売払収入のうち、町有林産物売払収入では、皆伐売払材積が1,740m<sup>3</sup>増の3,140m<sup>3</sup>を見込むなど、前年度と比べ1,319万8千円増の2,608万5千円、保安林産物売払収入でも皆伐による売り払い材積の増を見込み208万5千円増の1,486万円の計上。

次に、39ページ、17款、寄付金の1項、2目、総務費寄付金のうち、ふるさとおもいやり寄付金については、ふるさと納税の実績とポータルサイトを増やすことで寄付者の増を見込み、前年度と比べ5,900万円増の8,700万円を計上。

次に、18款、繰入金、1項、基金繰入金です。

1目、財政調整基金繰入金については、一般会計予算の財源調整分として1億2,523万円を計上。

2目、社会資本整備基金繰入金では、消防庁舎通信機器移設および庁舎備品に6,500万円など4本の事業に1億4千万円。

3目、産業後継者育成基金繰入金では、産業後継者教育推進協議会交付金に82万円、農業担い手育成事業補助金に40万円、合わせて122万円を。

4目、地域活性化基金繰入金では、訓子府高校教育振興会議交付金に200万円、町民税1%活用のまちづくりパワーアップ特別対策事業に220万円、合わせて420万円。

5目、鉄道跡地整備等基金繰入金では、バス通学定期運賃補助金に700万円、北海道北見バスへの地域間幹線系統確保維持事業費補助金に460万円、合わせて1,160万円。

6目、減債基金繰入金では、ソフト事業に充てた過疎債、それからスポーツセンター建設で借入れの過疎債と補正予算債など、交付税措置分を除いた実質の町費負担分の起債償還費に7,044万3千円を。

7目、ふるさとおもいやり基金繰入金では、空き家活用定住対策補助金など9本の事業に4,450万円。

8目、森林環境譲与税基金繰入金は、森林環境保全整備事業補助金などに172万3千円を繰り入れるものでございます。

次に、41ページの一番下の表、20款、諸収入、4項、1目、受託事業収入の2節、畜産担い手育成総合整備事業収入には、受益者からの草地整備等事業委託金1,352万8千円を計上。この委託金と町の負担分等を合わせて、北海道農業公社に委託することとなります。

次に、43ページ、5項、5目、雑入は、上から6行目の市町村振興宝くじ収益金交付

金については、その原資は、前年度までハロウィンジャンボ宝くじの分だけでございましたけども、サマージャンボ宝くじ分も加わり160万円増の330万円を計上しております。

次に、21款、1項、町債になります。

説明欄の事業債の後のカッコ書きが起債の種類となっており、過疎債が9本で2億500万円、辺地債が2本で4,670万円、緊急防災減災事業債2,870万円、それから46ページになりますが、ソフト事業に充てる過疎地域持続的発展特別事業債5,370万円は、前年度まで過疎地域自立促進特別事業債という名称でしたが、過疎法が変わりまして名称が変わったものでございます。臨時財政対策債は6,500万円減の3,500万円を計上しております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして47ページからは、歳出の事項別明細書になります。

歳出については、款・項・目の科目のうち、目単位で、前年度当初予算と比べ増減額の大きな要因を右側のページにある事業予算で説明するほか、本年度の計上予算の特徴的なものなどに絞って説明いたします。

歳入同様、制度や積算方法等に変更がなく、事業対象人数・件数など年度により変動するものなど単純な理由により事業費が増減するものなどは、一部説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

なお、予算見積りの積算に用いる10当たりの燃料費単価が、ガソリンで35円、軽油で37円、灯油と重油が29円上昇しており、予算計上額が増となっております。

また、会計年度任用職員で協会けんぽに加入している職員については、10月以降、市町村職員共済組合または公立学校共済組合に移行するため、前年度と比べ共済費が一律上昇しております。

これらは、全体的に共通するものなので説明については省略させていただきます。

それから、予算の款・項・目の区分は、地方自治法施行規則に基づき設定されており、一部科目名が前年度と異なっておりますので、それについては、該当する科目の説明の際にお伝えしたいと思います。

それでは、説明に入ります。

まず、47ページからの1款、議会費になります。

1項、1目、議会費は、対前年度110万5千円減の5,037万9千円を計上。

右側のページ、48ページに事業別予算が計上されておりますが、事業区分、1. 議員人件費の職員手当等は、期末手当支給率0.15月減を見込んで30万5千円の減、事業区分、2. 議会運営費のうち、旅費は、高知県大川村で開催予定の小さくても輝く自治体フォーラムに3名参加することで50万3千円を計上しておりますが、前年度計上の道外研修旅費未計上などで85万1千円の減。

需用費・印刷製本費では、本年度から議会だよりの表紙をカラー化することで35万8千円の増などにより事業全体で59万1千円の減。

事業区分、3. 事務局費では、50ページに掲載の旅費が前年度計上の道外研修随旅費が未計上のため24万9千円の減となっております。

次に、51ページ、ここからは、2款、総務費になります。

1項、1目、一般管理費は、対前年度1億4,526万3千円増の3億56万4千円を計上。主な増額の理由でございますが、右側の52ページ、事業区分、1. 総務一般管理事業では、需用費・消耗品費には、功労者等被表彰者に贈呈の功労賞・略章の在庫が残りわずかとなりましたので、購入することとし76万9千円の計上。

委託料には、令和5年から新個人情報保護法に移行となるため、例規整備や個人情報ファイル簿整備などの支援業務委託料192万5千円を計上。

備品購入費には、主に町長および来賓などの送迎で使用する公用車1台の購入費580万円を計上。

次に、54ページ、事業区分、3. 庁舎等維持管理事業の委託料では、庁舎警備管理業務、庁舎清掃等維持管理業務について、北海道の最低賃金上昇などを勘案し、二つの業務合わせて125万円の増。

一番下になりますが、利用して10年目となり、保守対応期限が切れている電話機の更新業務委託料として1,564万1千円を計上、工事請負費には、庁舎高圧ケーブル取り換えなどの工事費248万5千円を計上。

事業区分、4. 交流事業では、前年度計上の姉妹町交流20周年記念事業が未計上のため、旅費110万7千円の減。56ページになりますが、負担金・補助及び交付金340万円の減となっております。

事業区分、6. 職員管理研修事業の委託料では、3行目の定年延長制度導入支援業務110万円は、令和5年度から職員の定年延長制度が導入されることから、関連する条例規則の改正などの支援業務であります。

その下の給与システム改修業務44万3千円は、会計年度任用職員の共済加入に伴い、給与システムの改修が必要なため計上するものでございます。

事業区分、7. 情報管理事業のうち、58ページになりますが、委託料の下から2行目の情報系システム機器等更新業務2,409万円は、情報漏洩や不正アクセスなどを防ぐため、行政専用のネットワーク、いわゆるLGWANとインターネット、個人番号利用事務を分断するなど、ネットワークの強靱化を図っておりますが、各ネットワーク間のファイル転送や仮想環境をつくるためのサーバー構築などの業務委託料でございます。

その下の行政手続オンライン化システム構築業務900万円は、子育ておよび介護の続きなど、マイナンバーカードを用いてマイナポータルへの接続にあたっての申請管理システムの構築にかかる業務委託料となっております。

使用料及び賃借料のシステム使用料は、本別町、大樹町と本町でズコーシャセンターの共通システムを利用するなど自治体クラウド効果などにより、対前年度140万2千円減の1,069万8千円を計上。

備品購入費は、本年度プロジェクター1台、プリンター5台の購入費102万1千円を計上しておりますが、前年度の個人番号利用事務端末が未計上のため、494万円の減となっております。

事業区分、8. 各種基金積立金のうち、上から3行目のふるさとおもいやり基金積立金は、歳入のふるさとおもいやり寄付金見合い分を計上することから、対前年度5,900万1千円増の8,700万3千円を計上。一つ飛んで社会資本整備基金は、今後の社会インフラの整備に備え3千万円積み増しすることとして3,002万6千円を計上。森林環

境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税交付金相当額462万3千円と利子分1千円合わせて462万4千円を計上。

次に、2目、財政管理費のうち、60ページの上から3行目の公会計システム保守業務には、前年度も計上のシステム更新および損傷対応ソフト保守料37万4千円に加え、既存データの修正作業による運用保守分30万円を上乗せし70万4千円を計上。

3目、財産管理費のうち、需用費・修繕料には、平成7年建築の居武士小学校校長住宅屋根の塗装50万1千円を計上。委託料には、末広団地教職員住宅2棟6戸の物置が、穴が空いているなど傷みが著しいことから解体し、幸栄団地で不用となった物置6棟を移設することとし、物置設置解体等業務委託料90万5千円を計上しております。

4目、公有林管理費には、対前年度707万2千円増の5,922万7千円を計上。

事業区分、1. 町有林管理事業のうち、役務費・保険料は、森林火災保険の加入更新面積が少ないことから、対前年度166万4千円減の420万円を計上。

事業区分、2. 町有林整備事業(補助)は、対前年度6万5千円減とほぼ同額となっておりますが、委託料・造林業務では、地拵え面積が前年度の14.47haから7.89haと大きく減ることなどから153万4千円減の2,933万3千円、一方で新植などの面積は、7.8haほど増えたため、62ページになりますが、原材料費に計上の苗木代で151万9千円増の336万9千円を計上。

事業区分、3. 町有林整備事業(単独)の委託料・造林業務は、皆伐面積が3.2ha増の8.2haになることなどから888万6千円増の1,748万3千円を計上。

5目の保安林管理費は、対前年度886万6千円増の2,243万9千円を計上。

事業区分、1. 保安林管理事業では、日出にある防風保安林管理用作業道整備のため、使用料及び賃借料に車両借上料85万5千円のうち74万7千円、原材料費に切り込み砕石代118万3千円を計上しております。

事業区分、2. 保安林整備事業(補助)の委託料・造林業務には、対前年度皆伐した箇所造林業務が始まるため、対前年度516万3千円増の652万7千円を計上。

事業区分、3. 保安林整備事業(単独)の委託料・造林業務では、皆伐の労務単価アップを見込み、対前年度170万2千円増の1,344万5千円を計上。

次に、6目、住民活動費は、対前年度406万7千円増の2,721万6千円の計上。

事業区分、1. 広報広聴事業のうち、需用費、印刷製本費では、町民アンケートで広報の折込チラシ削減の声が多いことから、本紙に記事集約することにより広報のページ数増加を見込んだのと、読みやすくするため、表紙以外の紙面を2色刷りとするなどとし、印刷製本費618万5千円のうち、広報印刷代は対前年度168万9千円増の579万3千円を計上。

64ページ、中段の事業区分、3. 地域集会所等維持管理事業では、備品購入費・施設用備品に、新型コロナウイルス感染症対策のため、鉄北地域集会所1台、末広地域集会所3台、日ノ出地区ふれあいセンター5台、合計9台のストーブ購入費150万円と日ノ出地区ふれあいセンター和室テーブル10台分27万5千円を計上。

事業区分、4. 難視聴対策事業では、66ページになりますが、需用費の修繕料には、保守点検の際、指摘を受けた放送機電源修繕と放送機および充電器のファン修繕等の経費49万5千円を計上。

次に、7目、住民安全対策費は、対前年度84万4千円減の464万円を計上。

事業区分、2. 交通安全対策事業では、本年度スクールゾーンの施工箇所がないことなどから、需用費、修繕料で32万5千円の減、注意喚起用看板の設置がないことなどによりまして、委託料でも23万1千円の減など事業全体で対前年度83万円の減となっております。

次に、67ページの8目、企画費は、対前年度3,570万5千円増の1億1,406万1千円を計上。

事業区分、2. 地方交通対策事業は対前年度325万6千円の減となっておりますが、委託料の高齢者ハイヤー利用サービス業務委託料を利用実績から対前年度305万8千円を減額計上したことなどによるものでございます。

また、負担金・補助及び交付金のオホーツク地域等公共交通活性化協議会負担金8万円は、本協議会が、オホーツク全域を対象とした公共交通の将来像と将来像に向けた目標設定、施策や役割を明記する広域での地域公共交通計画を策定することとし、総事業費で316万8千円から国庫補助分と北海道の負担分を除いた142万5,600円を管内18市町村一律で負担するものでございます。

70ページの事業区分、4. まちづくり推進事業は、前年度計上していた公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料がなくなったことなどにより、対前年度288万円減の246万9千円の計上。

事業区分、5. ふるさとおもいやり寄付推進事業は、寄付金を対前年度5,900万円増の8,700万円と見込んだことと、ポータルサイト2者増やしたことにより、報償費の寄付者謝礼で対前年度1,770万円の増、返礼品送料で921万6千円の増、ポータルサイトに支払う手数料765万6千円の増、サイト使用料163万9千円の増など事業全体で対前年度3,625万5千円の増額計上となっております。

事業区分、6. 地域振興事業では、負担金・補助及び交付金の空き家活用定住対策補助金の対象件数を前年度より6件多く見込み、298万9千円増の1,377万円を計上。

事業区分、7. 地域おこし協力隊事業では、前年度は10月採用としておりましたが、本年度は4月から採用と見込んだことなどにより、報酬、職員手当、共済費が増となるなど、事業全体で対前年度269万6千円の増額計上となっております。

71ページ、9目、地籍管理費は、前年度計上の地籍管理システム機器および設定経費などが本年度はありませんので、目全体で139万5千円減の146万円を計上。

次に、73ページ、2項、1目、税務総務費は、74ページの事業区分、2. 固定資産評価事業の委託料に、令和6年度評価替えに向けて固定資産税標準地鑑定評価業務委託料263万8千円を計上したことなどにより、目全体で258万2千円増の364万5千円を計上。

その下の2目、賦課徴収費では、電子納税関連の地方共通納税システムの税目拡大などに対応するためのシステム改修536万6千円とシステム使用料10万6千円の計上などにより、目全体で482万3千円増の908万2千円を計上。

次に、75ページの3項、1目、戸籍住民基本台帳費です。

歳入の国庫補助金の中でも説明しましたが、国が進めているマイナポイント事業に関して全額補助で、マイナポイント付与に係る申し込み支援事務を行うこととし、報酬には、会

計年度任用職員分 55万7千円、役務費には、モバイルルータ通信料 9万8千円、使用料及び賃借料には、マイナポイント支援用パソコンのリース料 33万円、合計 98万5千円を計上。

委託料の一番下のシステム改修業務は、戸籍法と番号利用法等の関連法律が改正され、法務省が構築する戸籍情報連携システムとの間で情報連携を行うためのシステム改修費 581万2千円と情報提供用個人識別符号を取得する作業経費 39万6千円、合わせて 620万8千円を新規に計上しております。

また、負担金・補助及び交付金に前年度は、個人番号カード交付事業費交付金 353万3千円を計上しておりましたが、総務省から地方公共団体情報システム機構へ直接補助することとなったため未計上となっております。

これらの増減差し引きで、目全体で 382万円増の 1,351万2千円を計上。

なお、前年度まで科目の項と目名が戸籍住民登録費でしたが、歳出の説明の冒頭申し上げましたように、地方自治法施行規則に基づき、本年度から戸籍住民基本台帳費に改めるもので、同時に事業名も改めております。

下の表の4項、1目、選挙管理委員会費には、前年度同額の 28万6千円を計上。

77ページの2目、知事・道議会議員選挙費は、来年4月に執行される知事・道議選挙は3月に告示となり、本年度から選挙事務が発生しますので、執行経費のうち、本年度必要となる 288万5千円を計上。

その下の3目、参議院議員選挙費は、本年夏に執行されますが、その執行経費 542万2千円を計上。

79ページに掲載の衆議院議員選挙費は、本年度廃目となります。

次に、下の表の5項、1目の統計調査総務費では、前年度は5年ごとに行われる経済センサス実施経費を計上しておりましたが、本年度はありませんので 28万7千円減の 11万5千円を計上。

次に、81ページの6項、1目、監査委員費は、前年度同額 160万8千円を計上。

○議長（須河 徹君） ここで午前10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 次に、83ページ、ここからは、3款、民生費になります。

1項、1目、社会福祉総務費には、対前年度 129万3千円減の 3億382万5千円を計上。

84ページの事業区分、1. 社会福祉一般事業の負担金、補助及び交付金には、前年度きらきら本舗運営費補助金 100万円を計上しておりましたが、国からの補助金が確保できたため運営支援を要しないとの申し出がありましたので本年度は未計上。その他の予算の増減により、事業全体で 47万8千円減の 2,313万円を計上。

事業区分、2. 民生委員活動事業には、民生委員児童委員の改選のため、報酬に民生委

員推薦会委員分1万2千円を計上。また、負担金、補助及び交付金に計上の民生委員児童委員協議会活動費補助金では、3年に1回の委員研修費分が本年度計上ありませんので、44万6千円減の155万1千円を計上。

事業区分、3. 障害者等福祉事業の委託料のうち、86ページ、一番上の配食サービス業務は、きらきら本舗に委託しておりますが、食材の値上げ、燃料費の高止まり、最低賃金の上昇なども考慮して1食当たりサービス提供料を800円から850円に値上げしております。なお、利用者負担金はこれまでどおり300円としております。

事業区分、5. 自立支援サービス事業は、利用人数の増減などにより、78万2千円減の2億1,350万6千円を計上。

事業区分、6. 地域生活支援事業では、88ページの負担金、補助及び交付金のうち北見地域生活支援拠点負担金は、基幹相談支援センター運営事業費が1千万円近く減ったことなどにより、対前年度55万6千円減の404万9千円を計上。

その下の成年後見センター運営費負担金は、新規計上のもので、置戸町と本町が北見市を通じて北見市社会福祉協議会に委託してセンターの運営をするための負担金であります。全体の運営費を3千万円と見込み、均等割、高齢者および障がい者人口割、申立件数割で負担することとし、本町は266万円を負担することになりますが、障がい者分と高齢者分で折半することとし、この科目には133万円を計上。

事業区分、7. 重度心身障害者医療費助成事業は、助成件数の増を見込み計上。

事業区分、8. 国民健康保険特別会計繰出金は、対前年度54万3千円の減。

事業区分、9. 地域人権啓発活動事業は、前年度同額を計上。

次に、2目、高齢者福祉費ですが、前年度まで老人福祉費でしたが、本年度から目名を改めるものでございます。

目全体の予算は、対前年度684万5千円増の2億4,728万5千円を計上。

事業区分、1. 高齢者福祉一般事業では、先ほど1目、社会福祉総務費でもご説明のとおり、負担金、補助及び交付金に本年度新たに成年後見センター運営費負担金の高齢者分133万円を計上。一つ飛んで訪問看護支援事業費補助金は、訪問回数の増により介護報酬の増を見込んだため、町補助金は126万9千円減の982万1千円を計上。90ページの一番上の居宅介護支援事業費補助金も居宅介護支援件数の増により介護保険事業収入の増を見込んだため137万6千円減の627万3千円を計上。

事業区分、2. 高齢者在宅サービス事業の委託料のうち、配食サービス業務については、1目、社会福祉費のところでもご説明のとおり1食当たりのサービス提供料は50円アップの850円としております。

事業区分、3. 介護保険特別会計繰出金では、事務費分は236万6千円減となりましたが、介護給付費分で539万2千円の増を見込むなど、事業全体で271万9千円の増額計上。

一つ飛んで、事業区分、5. 後期高齢者医療事業は、療養給付費負担金の増と後期高齢者医療特別会計繰出金の増などで589万3千円の増となっております。

次に、3目、温泉保養センター費は、対前年度239万9千円増の2,736万3千円を計上。これは、燃料費で142万8千円の増となったことと、92ページの一番上の清掃管理業務の算出根拠となる清掃員の時給単価引き上げにより、年間102万6千円の増

となったことなどによるものでございます。

4目、国民年金事業費は前年度同額の1万2千円を計上。

3款、2項、1目の児童福祉総務費は、子ども医療費助成の減を見込むなど、対前年度13万5千円減の1,575万5千円を計上。また、事業区分、2.子育て支援事業の委託料、システム保守業務は、子育て支援アプリ情報配信サービスの分でございます。

94ページの2目、ひとり親福祉費は、医療費の伸びを見込み、対前年度51万2千円増の232万円を計上。

3目、児童措置費は、児童数の減により、児童手当の減を見込み、対前年度96万円減の7,156万円を計上。

4目、児童センター費は、対前年度116万7千円増の1,990万3千円を計上。

これは、事業区分、1.児童センター運営事業に計上の会計年度任用職員のうち、時間勤務、パート勤務の放課後児童支援員の時間数を増やしたことなどによるもので、事業全体で95万2千円増の1,793万2千円を計上。

次に、95ページ、下段の5目、子育て支援センター費は、対前年度50万7千円増の983万1千円を計上。

これは、事業区分、1.子育て支援センター運営事業に計上の会計年度任用職員の共済費16万6千円の増。98ページの中ほどの事業区分、2.子育て支援センター管理事業の委託料、清掃管理業務に隔年で実施の床ワックス清掃分9万7千円を計上したことなどによるものでございます。

次に、99ページ、4款、衛生費になります。

1項、1目、保健衛生総務費は、事業区分、2.地域医療対策事業の地域医療報償金に、町の保健事業や歯科診療にご尽力いただいているハート歯科も対象とすることとし、月額25万円、年額300万円を追加計上したことなどにより、目全体で対前年度264万円増の5,960万1千円を計上。

その他の事業は、ほぼ前年度同額を計上しております。

次に、103ページになります。

2目、予防費は、対前年度176万3千円増の3,293万6千円を計上。

事業区分、1.健康相談・健康教育事業の委託料には、本年度健康講演会を開催することとし、講演業務委託料33万円を計上。

事業区分、2.健康診査等事業では、検診単価の増により、委託料で54万6千円増の1,268万9千円を計上。

事業区分、3.予防接種事業では、前年度、委託料に計上の予防接種事務システム改修費132万円がなくなったことなどから事業全体で対前年度152万7千円の減。

106ページになります。

事業区分、4.子ども予防保健事業には、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開によりまして、需用費、医薬材料費にワクチン代198万円、委託料の予防接種業務で74万3千円、合わせて272万3千円を増額計上しております。

次に、3目、環境衛生費では、事業区分、1.葬斎場維持管理事業の需用費、修繕料は、高圧受電設備改修費220万円、電動チェーンブロック交換修繕77万円、委託料の火葬炉設備保守点検業務には、5年に1度の電気・計装精密点検費48万4千円を含み、その

下の火葬炉設備電動台車点検業務も5年に1度実施するもので35万2千円を計上。これらにより目全体で対前年度379万5千円増の1, 229万6千円を計上。

次に、107ページ、中段の4目、環境対策費では、事業区分、2. 地熱エネルギー利用施設維持管理事業の役務費・手数料には、公衆浴場法改正により貯湯槽の清掃が義務付けとなり清掃費22万9千円を新規計上するなど、目全体で対前年度33万2千円増の176万4千円を計上。

次に、一番下になりますけども、2項、1目、塵芥処理費は、対前年度81万7千円増の9, 721万8千円を計上。

110ページになりますけども、需用費、消耗品費では、生ごみ、燃やすごみ、埋めるごみの各袋の在庫状況から判断して、前年度と比べ本年度の購入枚数が少なく116万8千円の減。また、修繕料では、廃棄物処理場汚水処理機械の修繕がないため53万円の減。委託料には、一般廃棄物収集運搬業務2本がありますが、いずれも3年間の長期継続契約で本年度契約更新年にあたり、労務費、車両経費の上昇も考慮し、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみで249万5千円の増。生ごみ、燃やすごみ、埋めるごみで92万4千円の増。一つ飛んで可燃ごみ処理業務で38万2千円の減。その下の資源ごみ処理業務で71万9千円の減となっていますが、これらはいずれも暫定処理単価が下がったことによるものでございます。委託料全体では対前年度234万1千円増の6, 383万9千円の計上。

2目、し尿処理費は、北見地区スクラムミックスセンターへの搬入率の増加、2年に一度のオゾン反応塔整備やトラックスケール整備の実施などにより、委託料のスクラムミックス事業し尿等処理業務で295万円の増額計上となっております。

次に、111ページの5款、労働費、1項、1目、労働諸費は4万9千円の増と、ほぼ前年度同額の176万9千円を計上しています。

次に、113ページ、ここからは6款、農林水産業費になります。

1項、1目、農業委員会費は、6万2千円増の1, 340万円を計上。

なお、事業区分、1. 農業委員会運営費の旅費には、前年度予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった道外視察研修費を前年度同額の165万1千円を計上しております。

下段、2目、農業総務費は、北大マルシェ参加者がほぼ固定され、町職員の引率が不要との判断から、これに関する旅費5万4千円を減額し16万円を計上しております。

次に、115ページの3目、農業振興費は、対前年度20万4千円増の1, 399万7千円を計上。

事業区分、2. 農業経営確立事業の委託料には、玉ねぎの早期出荷品種栽培方法の確立をめざして北見農業試験場に委託して行うくねっふ農業未来づくり試験委託業務に前年度同額の100万円を計上。

負担金、補助及び交付金のうち、農業振興連絡協議会負担金には、ジャガイモシストセンチュウ蔓延防止対策として洗浄土場の施工、洗浄機、土のう畦畔施行代をJAと折半して負担することから、対前年度65万円増の70万円を計上。四つ飛んで、訓子府町メロン振興会設立50周年記念事業費補助金5万円は、同振興会が50年の節目に記念誌を発行することから、その経費に対する補助金であります。

一番下の高温・干ばつ被害対策資金利子補給金は、昨年12月の第4回定例町議会で債

務負担行為の議決をいただいたもので、本年度分16万2千円を計上するものでございます。利子補給につきましては、令和13年度まで続きます。

118ページ、事業区分、4. 経営所得安定対策直接支払推進事業の委託料のシステム導入業務費は、共通申請サービスシステムで17万3千円を計上。

事業区分、6. 農業次世代人材投資事業は、独立・自営就農を行う経営者の就農初期段階に最大5年間にわたり資金を交付するものでございますが、平成30年5月と平成31年1月に就農した2件に対するもので300万円を計上。

4目、畜産業費は、前年度と比べ1,571万5千円と大幅に伸びて2,088万9千円を計上。

事業区分、2. 畜産振興事業では、本年度から4年間、北海道農業公社に委託して畜産担い手育成総合整備事業により草地整備を行うこととし、本年度は、受益戸数9戸、草地整備34.9haを実施、事業費3,560万円、うち受益者負担30%と町負担6%に事務費と利息分を加え1,566万4千円を委託料に計上しております。

119ページの5目、農業基盤整備事業費は、対前年度512万1千円増の4億3,997万7千円の計上。

事業区分、2. 農業基盤整備事業は、5地区の道営事業費の増減により、合計で1,100万6千円増の2億7,954万円を計上。

122ページの事業区分、4. 下水道事業会計繰出金は、同会計の収支不足を繰り出すもので、対前年度539万8千円減の7,190万2千円を計上。

6目、農業交流センター費は、対前年度761万9千円増の1,461万4千円を計上。農業交流センターの高圧ケーブルは、街並み整備のため、地下埋設されておりますが、建設以来20年になり、老朽化で突発的な停電を引き起こす危険性があると保守点検業者から指摘を受けていることから、工事請負費に更新工事費611万6千円を計上。また、加工室の圧搾機が不具合を起しているということで、備品購入費に施設用備品として103万4千円を計上。

7目、牧場費は、対前年度304万6千円増の3,365万4千円を計上。事業区分、1. 牧場一般事業の、124ページになりますが、備品購入費には、緊急事態に備えAED1台を設置することとし、施設用備品として20万4千円、また牧場用携帯電話1台を更新することとし3万5千円を計上しています。

事業区分、2. 牧場管理運営事業では、昨年12月1日の強風で牧場車庫の屋根が破損したことから、その修繕費202万5千円を需用費の修繕料に計上。

その下の車両修繕料には、一般的な修繕費に加え不具合が起きているホイールローダーのバケットシリンダー修繕21万円とバケットピン・ブッシュの交換修繕39万4千円など118万5千円を計上。

委託料には、牧場車庫の屋根同様に昨年12月の強風で現在使用していない畜舎屋根が破損したことから、屋根の撤去業務46万6千円を計上。

工事請負費には、牧場水源地付近の木柱が傾き倒れる危険性があるということでコンクリート柱に建て替え、老朽化したケーブルを交換するため電気設備更新工事費209万円を計上。

備品購入費には、老朽化した刈払機1台の更新経費9万3千円、高所作業時の墜落防止

器具安全帯9万9千円、インパクトドライバー1台5万円、合わせて24万2千円を計上しています。

次に125ページ、下の表の2項、林業費になります。

1目、林業総務費は、対前年度4千円減の17万6千円を計上。

2目、林業振興費は、446万8千円減の1,455万3千円を計上。

事業区分、1. 林業振興一般事業では、森林情報管理システム更新関連で、委託料の2行目、システムをインストールするためのパソコン等設定業務5万5千円と備品購入費にパソコン購入費として事務用備品56万1千円を計上。なお、本年度は前年度の林道橋樑梁点検業務116万7千円の計上はありません。

128ページの事業区分、2. 民有林振興事業の森林環境保全整備事業補助金については、森林環境譲与税基金を財源に、小規模な搬出間伐を支援するものですが、事業量の減により対前年度279万7千円減の79万7千円を計上。

事業区分、3. 有害鳥獣駆除事業では、前年度、ヒグマ用箱わなの備品購入費42万2千円がありましたけども本年度未計上などにより、事業全体では48万8千円減の376万円を計上。

次に、129ページ、商工費になります。

1項、1目、商工総務費は、対前年度1万1千円減の39万円を計上。

2目、商工業振興費は、対前年度417万6千円増の7,307万3千円を計上。

事業区分、1. 商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金のうち、下から4行目の店舗改修事業補助金は、補助上限額50万円で5件分見込んで対前年度100万円増の250万円を計上。

下から2行目の新型コロナウイルス対策中小企業特別融資保証料補助金は、これまでの融資実績を勘案して算出して、対前年度110万円減の70万円を計上。

一番下の新型コロナウイルス対策店舗等改修補助金は、飲食店における第三者認証制度の導入も想定し、1件当たり補助上限50万円で4件分見込んで200万円を計上。なお、本補助金は、前年度当初予算では未計上でございましたが、6月の第2回定例町議会で補正計上しております。

事業区分、2. 産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協会活動費負担金は、2年間開催できなかったふるさとまつりを盛り上げるため、ステージショーゲストの予算を110万円増額、また、町の対外的なPRのため、HTBが放送するオホーツク魅力発信特別番組の制作協力費120万円、合わせて230万円を増額計上しております。

131ページからは、8款、土木費になります。

1項、1目、土木総務費については、対前年度10万2千円増の148万3千円を計上。

次に、2項、1目、車両運行管理費は、対前年度6,060万4千円減の3,513万8千円を計上。

事業区分、1. 車両運行管理事業では、燃料費の高騰と車検台数が前年度より6台多い24台となったことなどにより、需用費と役務費が増額となったこと。また、備品購入費に計上の公用自動車1台の購入費239万5千円を計上したことなどから、事業全体では527万2千円増の2,398万9千円を計上。

事業区分、2. 除雪車両運行管理事業では、除雪車両のタイヤ購入がないことと、車検台数が2台減ったことなどにより、需用費で488万8千円の減。前年度計上の除雪専用車1台の購入費分6千万円が減となるなど、事業全体で6,579万円減の995万1千円を計上。

次に、133ページの下の表の3項、1目、道路橋りょう総務費は、前年度とほぼ同額の251万6千円を計上。

2目、道路維持費は、対前年度1,784万6千円増の1億2,983万7千円を計上。

事業区分、1. 町道維持管理事業では、あけぼの団地仲通線の歩道のインターロックイングブロック歩道の不陸解消のための補修費400万円、これを需用費、修繕料に計上。

それから、136ページの工事請負費、町道舗装修繕工事費には、前年度と同じく駒里弥生線450mを実施するとともに、本年度は、末広緑丘線200m舗装修繕も実施することとし、この分1,200万円の増となり、事業全体では1,706万1千円増の1億237万5千円を計上。

3目、橋りょう維持費は、対前年度719万7千円増の8,086万2千円を計上。

委託料全体では、180万円の減となっておりますが、橋りょう点検業務は59橋で1,970万円、それから、詳細設計業務は3橋で1,530万円、橋りょう修繕工事積算資料作成業務は、土木技師1名が昨年度途中で退職したことから、専門性の高い橋梁工事積算資料作成を外部委託するもので、本年度は1橋分80万円を新規計上。

工事請負費では、本年度は昭和48年架設の駒里の中央橋の修繕工事を実施、前年度の豊田橋よりも900万円増の4,500万円を計上。

次に137ページ、4項、1目、河川総務費は、対前年度13万5千円増の1,126万9千円を計上。

工事請負費の河川改修整備工事は、集中豪雨による急激な水位の上昇がみられる協成川の護岸補修、延長200mで500万円を計上。

一番下の表、5項、1目、公園費は、対前年度264万2千円増の2,684万2千円を計上。

140ページの下の方にあります事業区分、2. 各公園等維持管理事業は、対前年度277万1千円の増となっておりますが、さらにページめくっていただき142ページの工事請負費、公園等遊具解体撤去工事300万円が増額要因となっております。

内容としましては、経年劣化が著しいあけぼの団地公園、西幸町児童遊園地、幸栄団地公園の遊具の解体撤去を行うこととして計上。

次に、下段の表、6項、1目、住宅管理費は、対前年度785万7千円増の2,211万2千円を計上。

事業区分、1. 町営住宅維持管理事業の委託料のうち、一番下の行の物置設置解体等業務は、幸栄団地の空き家から、日出団地内の古い物置が設置されている3棟12戸へ物置の再配置を行うこととし178万9千円を計上。

144ページの事業区分、2. 住宅施策推進事業は、住宅関連施策を総合的に推進するための新規事業で、先進地調査旅費5万円、需用費には事業関連消耗品5万円、委託料には国の空き家対策総合支援事業を活用して実施の空き家実態調査業務委託料414万7千円、負担金・補助及び交付金には、周辺に危険を及ぼす不良住宅等の解消を目的に、国の

補助金を活用して空き家所有者の除去費用に対し補助するもので、補助率2分の1、補助金上限額50万円で2件分の100万円、以上を合わせまして524万7千円を計上しています。

2目、住宅建設費は、対前年度404万6千円増の4,529万3千円を計上。

事業区分、1. 幸栄団地整備事業の工事請負費、幸栄団地公営住宅改修工事は、前年度同様1棟4戸の改修ですが、ウッドショックの影響などにより材料費や労務単価の上昇によって300万円増の3,100万円を計上。

事業区分、2. 公営住宅改修事業の工事請負費、穂波団地公営住宅改修工事も前年度同様1棟4戸の外壁、屋根の改修でございますが、先ほど同様、材料費等の上昇により100万円増の1,200万円を計上。

次に、145ページは、9款、消防費になります。

9款、1項、1目、消防組合費は、対前年度1億3,172万円増の3億1,728万8千円を計上。

北見地区消防組合負担金の内訳は193ページから掲載しておりますのでご覧ください。

193ページになります。

3款、1項、3目、訓子府消防支署費は、対前年度450万9千円減の1億2,574万5千円を計上。

事業区分、1. 職員給与費は、前年度、退職者の1年前倒し採用1名分を計上しておりましたが、本年度は退職者分が減となり、定数どおり15名分の計上のため、事業全体で742万2千円減の1億1,243万4千円を計上。

事業区分、2. 消防行政一般経費は、前年度採用職員の消防学校入校旅費や被服代などがなくなり、また、前年度、職員2名の大型自動車免許取得にかかる委託料71万1千円を計上しておりましたが、取得済みのため未計上となったことなどにより、事業全体で85万8千円減の326万4千円の計上。

196ページ、事業区分、4. 庁用光熱水費及び暖房費では、新庁舎の燃料消費量を年間1万2,6000増の2万0で152万4千円の増を見込み、光熱水費の電気料では、新庁舎の共用開始は10月からでございますが、通信機器移設などがそれよりも前にはじまりますので、新庁舎電気料を1年分見込んだのと、新庁舎共用開始前の9月までの旧庁舎電気料を見込んだことなどによりまして、事業全体で373万円増の603万6千円を計上。

次に、198ページの2項、3目、訓子府消防団費は、事業区分、3. 消防業務費では前年度購入の団員安全用ヘルメットと消防ホースが未計上となったことなどによりまして112万2千円の減、事業区分、5. 消防団員活動費では、200ページになりますが、訓練等出勤率の向上を見込んで、旅費の費用弁償で56万5千円の増など、事業全体で54万7千円の増、さらに、事業区分、6. 消防団活性化推進事業費では、団員の防寒着を一斉に揃えることなどから148万1千円の増、これら差し引きで、目全体で115万円増の1,628万円を計上。

次に、3項、3目、訓子府消防施設費は、事業区分、3. 消防施設整備事業費のうち、委託料に消防救急デジタル無線システム、サイレン吹鳴制御システム、緊急通信指令システムなどの通信機器移設経費として5,459万円を、備品購入費には、昭和63年購入

の水槽車を更新することとし、小型動力ポンプ付き水槽車1台の購入費5,387万8千円、新庁舎備品購入費として2,218万7千円、合わせて7,606万5千円を計上するなど、目全体で1億3,136万6千円増の1億3,279万3千円を計上しております。

201ページの4款、1項、公債費には、消防救急デジタル無線、無線遠隔サイレンデジタル化事業、消防本部等庁舎建設事業分の元金と利子を計上。

203ページの9款、1項、2目、組合共通経費は、令和2年度の国勢調査人口が反映され、共通負担割合が上がったこと、また、本年度の臨時的経費として消防車両・救急車両の活動状況が把握できる車両運用端末装置などの経費負担があり、対前年度343万6千円増の1,620万1千円を計上。

それでは、145ページに戻っていただきたいと思います。

145ページ、2目、水防費は、前年度計上の救命胴衣購入は本年度ありませんので、7万8千円減の11万1千円の計上。

3目、災害対策費は、委託料に防災ガイドマップの水害ハザードマップ作成業務費56万円を計上したことなどにより、対前年度61万2千円増の154万2千円の計上。

4目、消防施設整備費では、前年度は庁舎本体の建設工事費と工事監理費を計上していましたが、本年度は、委託料にネットワーク機器移設業務費42万7千円を、工事請負費の消防庁舎建設工事は外構工事分で5,482万4千円を計上し、合わせて5,525万1千円を計上。

次に、147ページ、ここからは10款、教育費になります。

10款、1項、1目、教育委員会費には、前年度、新型コロナウイルス感染の影響で中止となった教育委員の道外研修旅費74万円を含み273万6千円の計上。

次に、2目、事務局費は、対前年度1,830万円増の4,752万7千円を計上。

前年度まで事業区分、2. 学校教育等一般事業に北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金を計上していましたが、本年度から分離独立させております。

150ページになりますが、積立金には、定額運用している奨学資金貸付基金の残高が令和5年度中に底をつく見込みのため1,287万円を積み増しすることとして計上。これにより、運用原資の総額は4,800万円となります。

事業区分、5. 語学指導助手配置事業では、前年度は1年分の報酬等を計上していましたが、指導助手出産により現在育児休業中で、8月から復帰予定のため、8か月分のみの計上により、減額計上となっておりますが、152ページの委託料になりますが、代替えとして4か月間、外部に指導助手派遣を委託することから、事業全体では差し引き57万5千円の増となっております。

事業区分、6. 北海道訓子府高等学校振興事業は、本年度から独立して事業予算とするものでございます。対象生徒数の減により、通学支援対策と修学旅行支援対策合わせて前年度と比べ95万円減となっておりますが、新たに入学準備支援としてタブレットの購入費補助30人分で60万円、北見市の通学困難区域へのバス運行費483万円、存続に向けた魅力化プロジェクトアドバイザー招聘やPRポスター作製謝礼、合わせて29万円など前年度と比べ484万5千円の増額計上となっております。

次に、3目、スクールバス運行費では、本年度車両1台購入に伴い車両修繕費に計上の

車検整備代が減額となるなど、需用費で113万8千円の減、委託料では、スクールバス運行業務は3年間の長期継続契約ですが、本年度更新にあたり、労務単価の上昇も勘案し、特別運行業務も含め124万3千円の増額、備品購入費に計上のスクールバス購入費は、半導体不足の影響などによる値上りを加味し、前年度より233万8千円増額し、目全体で272万2千円増の4,853万3千円を計上。

2項、小学校費、1目、学校管理費は、対前年度4,067万5千円増の1億696万2千円。

事業区分、1. 学校一般管理事業では、154ページ、中段の備品購入費には、訓小体育館・放送室兼用のカメラセット38万5千円、居小ワイヤレスマイク4万7千円など校具等備品94万4千円を計上しております。

事業区分、2. 学校維持管理事業では、労務単価上昇などを勘案し、委託料全体で133万4千円の増、工事請負費の156ページ、一番上の遊具設置工事は、訓小の鉄棒が腐食していることから更新することとし130万2千円、それから訓小の砂場のコンクリート枠が割れていることから更新整備費90万2千円、居小には元の大型遊具跡地に複合遊具を設置することとし283万8千円、合わせて504万2千円を計上。

事業区分、5. 大規模改修事業は、現在の訓小校舎は、建設後47年を経過し、受電設備の故障が懸念されることから、改修することとし、工事請負費に3,344万円を計上しています。

2目、教育振興費は、対前年度301万4千円増の1,486万8千円。

事業区分、1. 教育振興事業のうち、158ページの委託料のパソコン等設定業務88万円と使用料及び賃借料のライセンス使用料282万3千円は、児童用タブレット持ち帰りのためのセキュリティサービス関連経費で5年分の計上です。

3項、中学校費、1目、学校管理費は、160ページの事業区分、2. 学校維持管理事業の需用費、燃料費が415万9千円増額となりましたけども、前年度実施の暖房用ボイラー改修予算4,180万円が未計上となったことなどにより、目全体では、対前年度3,766万3千円減の3,346万8千円を計上。

次に、161ページの2目、教育振興費は、対前年度56万7千円増の1,315万8千円を計上。

事業区分、1. 教育振興事業のうち、需用費、消耗品費では、前年度教科書改訂に伴い教師用指導書196万6千円と修繕費に吹奏楽部楽器修繕58万9千円を計上していましたが、本年度不用ですので、需用費全体で193万4千円の減。

委託料のパソコン等設定業務55万円とその下の使用料及び賃借料のライセンス使用料113万6千円は生徒用タブレット持ち帰りのためのセキュリティサービス関連経費で5年分の計上となっています。

備品購入費は、体育用教材など特別教科用教材が58万2千円の増など、事業全体で111万円の増となっています。

事業区分、2. 就学援助・奨励事業では、準要保護生徒数が2名減の34名となるなど、事業全体で54万3千円の減となっております。

次に、163ページ、4項、こども園費、1目、こども園費は、378万5千円増の1億1,868万7千円を計上。

事業区分、1. こども園運営事業では、会計年度任用職員の昇給および公立学校共済組合加入などにより、報酬、職員手当、共済費合わせて265万2千円の増。使用料及び賃借料のうち、166ページ、上から3行目のシステム使用料については、保育教諭の業務効率化と保護者との連携や情報発信のための保育運営システム使用料で46万2千円を新規計上しております。

167ページ、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は154万3千円増の1,150万4千円を計上。

事業区分、1. 社会教育一般事業では、需用費、印刷製本費に「まなベル」印刷費を計上していますが、燃料費の高騰を背景に紙代などの値上がりを見込んで60万8千円の増となっています。

事業区分、2. 社会教育推進事業では、公民館40周年記念事業で報償費に講演料30万円。委託料に子ども祭り劇団風の子公演30万円と町民参加劇公演業務委託料20万円。負担金、補助及び交付金には、公民館まつり実行委員会交付金20万円、あわせて100万円を計上しております。

170ページの事業区分、3. 芸術・文化振興事業には、アート・タウン・プロジェクトの各種プログラムを実施するために必要な経費として212万4千円を計上。なお本年度は公開作品製作最終年のため、町内のアート作品見学ツアーなどを実施することとしております。

次に、171ページ、2目、公民館費は、委託料の清掃管理業務が労務単価の上昇などにより対前年度73万円の増、舞台吊物と舞台照明に不具合が出ているため、舞台吊物等点検業務81万9千円、その下の特定建築物定期調査報告書作成業務は、建築基準法に基づき3年ごとに実施するもので37万4千円の計上、備品購入費には、現在の陶芸窯が20年以上経ち、修理困難なため、陶芸用電気窯1台分253万6千円を含み、目全体では338万4千円増の2,055万6千円を計上。

次に、3目、図書館費は、23万1千円増の1,540万1千円を計上。

175ページ、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、対前年度5万4千円増の556万2千円を計上。

2目、体育施設費は、対前年度152万8千円減の6,315万円を計上。

事業区分、1. スポーツセンター維持管理事業と178ページの事業区分、2. 温水プール維持管理事業の委託料にそれぞれ計上の清掃管理業務は、労務費の上昇などによりスポーツセンターで35万2千円の増、温水プールで65万7千円の増となっています。

180ページの事業区分、3. 屋内ゲートボール場維持管理事業では、前年度の内部鉄骨さび落とし塗装修繕費605万円など、対前年度606万8千円の減となっています。

事業区分、4. 屋外運動施設維持管理事業の需用費、修繕料には、野球場トイレ男女各1か所を洋式化するための経費49万5千円などを計上しております。

182ページにかけての委託料は、労務費の上昇により各施設管理業務の増額などにより、委託料全体では108万5千円の予算増となっております。

次に、181ページの3目、給食センター費は255万3千円増の5,871万2千円。

事業区分、1. 給食センター運営事業の需用費、賄材料費は、提供人数が15人減ったため73万6千円の減。

事業区分、2. 給食センター維持管理事業のうち、184ページの需用費になりますけども、燃料費が106万3千円増、修繕料では受変電設備の更新費用183万7千円の計上など、需用費全体で326万4千円の増額計上となっております。

185ページの11款は公債費であります。

長期債については、令和3年度末で10本の償還が終了となりますけども、スポーツセンター本体、消防庁舎本体の元金償還が始まることから、元利合わせて対前年度7,191万1千円増の5億8,728万4千円を計上。

一時借入金利子は、金融機関からの一時借入5億円を4日間、基金繰替運用1億5千万円を3日間、3億円を8日間分見込んで、合わせて9万1千円を計上しております。

187ページの12款、災害復旧費は、科目計上で旅費のみ計上しております。

189ページは、13款、給与費になります。

給与費には、特別職3名と一般職102名分の人件費を計上しております。一般職で1名の減、給与改定により期末手当支給率が0.15月下がることを見込んだことなどから対前年度2,544万4千円減の7億8,664万5千円を計上。

なお、議員、各種委員、会計年度任用職員の報酬等を加えた給与費については、210ページから214ページまでの給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

191ページについては、14款、予備費で前年度同額の400万円を計上。

続きまして、205ページからは、これまでにご決定をいただいた分も含め、債務負担行為のうち当該年度以降支出のあるものの調書で、前年度末までの支出見込額と本年度以降の支出予定額を掲載しております。

208ページが一番下段の計の欄で、本年度以降の支出予定額は、前年度までの消防庁舎等建設事業分8億4,900万円が完了したことなどから、対前年度7億4,738万6千円減の5億5,504万6千円で、うち一般財源については4億4,158万8千円となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、予算説明資料の22、23ページに一覧にしてありますので、後ほどご覧をいただきたいと思えます。

続きまして、209ページは、地方債の年度末現在高に関する調書で、合計欄の一番右の欄になりますが、令和4年度末現在高見込み額は5億8,736万8千円となっております。中ほどの令和3年度末現在高見込額と比べ2億881万2千円減少しております。

以上、総額を48億3,510万円とする令和4年度一般会計予算案の提案説明を申し上げます。

時間の関係もあり、説明不足の点、聞きにくい点、多々あろうかと思いますが、その点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第8号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書215ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） それでは、各会計予算書の215ページをお開き願います。

議案第8号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の25ページから28ページにわたり、国保会計の概要を記載してございます。こちらの内容につきましては、説明を省略させていただきますが、予算編成にあたっての基本的な考えとしまして、国保税につきましては、事業費納付金に見合うように計上、道支出金につきましては、北海道からの通知等により計上してございます。

一般会計繰入金は、法定の繰入金を繰入金として計上してございます。

歳出につきましては、前年度の医療費実績見込み等から推計しました保険給付費と、北海道からの通知による事業費納付金を計上したほか、総務費に北海道クラウド運用にかかる各種負担金を、保健事業費では、特定健診等にかかる費用を計上してございます。

次に、資料の8ページをお開き願います。

下から3行目になります。国保会計の財政調整基金保有状況を記載してございます。

基金は、一般会計から繰り入れます普通交付税に算入されております財政安定化支援分59万4千円と、預金利子1千円を積み立てし、前期高齢者交付金等の精算に伴う返還分1,002万3千円と国保会計収支不足分1,643万9千円をあわせた2,705万7千円を取り崩し、令和4年度末の保有見込額は2,378万5千円となる見込みでございます。

それでは、予算書の方に戻りまして215ページに戻りまして、内容の方をご説明させていただきます。

議案第8号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,010万円と定めるものでございます。

この予算は、前年度当初と比較しまして3,330万円、3.9%の減となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の流用についての定めでございますけれども、保険給付費と国民健康保険事業費納付金の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものでございます。

次に216ページ、217ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しており、218ページ、219ページには総括表を載せておりますので、ご覧いただくこととしまして、220ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明をさせていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

それでは、220ページの歳入から説明させていただきます。

見開きで左側が款・項・目、右側のページが節と説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思います。

1款、1項、1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、総額では、前年度比2,160万2千円減の2億3,429万5千円を計上してございます。

221ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で846世帯、被保険者数は1,825人を見込み、低所得者軽減分、限度額超過分などを勘案した上で、事業費納付金に見合うよう算定し、収納率を99%と見込んで1億6,691万5千円を計上してございます。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、医療給付費分現年課税分と同様に算出し4,741万7千円を計上してございます。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で423世帯、被保険者数は609人を見込んで1,896万1千円を計上してございます。

次に、222ページの2段目、2款、1項、1目、保険給付費等交付金につきましては、223ページの1節、普通交付金としまして、保険給付にかかる交付金分4億9,601万5千円を計上。

また、2節、特別交付金には、保険者努力支援分355万円、特別調整交付金分（市町村向け）に、特定健診受診率向上支援等共同事業に対する補助金等を含めまして622万3千円、道繰入金（2号分）に、762万2千円、特定健康診査等負担金に222万6千円の合計1,962万1千円を計上してございます。

一番下段の表になります。

4款、1項、1目の財政調整基金繰入金につきましては、前期高齢者交付金等の精算により確定しています返還分1,002万3千円を含めました2,705万7千円を計上。

224ページの上段になります。

2項、1目、一般会計繰入金の1節、保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分2,090万9千円と保険者支援分1,419万3千円を合わせ3,510万2千円を計上。

2節、出産育児一時金繰入金は420万円を。

3節、財政安定化支援事業繰入金は、昨年度の普通交付税措置実績額の59万4千円を。

4節、その他一般会計繰入金は、国保会計を運営するための事務費等に要する経費271万2千円を町の負担分として繰り入れするものでございます。

下段の6款、3項、4目、雑入につきましては、特定健診にかかる自己負担額の計上分ですが、集団健診550名のうち、誕生健診の140名を除きます410名分の自己負担分としまして49万2千円を計上してございます。

次に、226ページの歳出についてでございます。

1款、1項、1目の一般管理費および2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費としまして、合わせて前年度比85万9千円増の783万7千円を計上してございます。増額の要因としまして、これまで6款の特定健康診査等事業費で国保データベースシステムの回線使用料としまして計上していた分を一般管理費に科目変更するも

のでございます。これは国保総合システム等でも使用しているパソコンでございまして、国保連合会とADSL回線で接続されておりますけども、本サービスが令和5年1月で提供終了することから、光回線への契約変更等にかかる通信運搬費15万2千円と委託料の北海道クラウドの機器更新に伴い、本町ネットワーク環境の設定変更等にかかる経費75万1千円を計上したことによるものでございます。

次に、2項、徴税費につきましては、徴収事務にかかる事務的経費でございますが、印刷製本費が前年度比72万円の増となっております。本町では、これまで納付書等は電算室にありますプリンタで出力しておりましたけども、今後はプリンタの方はせず、業者の方に帳票を共同発注し、印刷から裁断、紙折り等の事後処理までを含めた経費を計上したことによる増額となっております。

次に、228ページになります。

3項、運営協議会費につきましては、運営協議会の事務的経費として、前年比2万6千円増の13万2千円を計上してございます。これは3年に一度、札幌市での運営協議会会長研修会旅費の計上によるものでございます。

2款、1項、療養諸費の積算につきましては、前年度からの給付、支払実績等から推計しまして計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

まず、1目の療養給付費につきましては、前年度比1,700万円減の4億3,300万円を計上。

2目の療養費は、前年度比100万円減の500万円を計上。

3目の審査支払手数料は、前年度比7万7千円減の131万円を計上してございます。

次に、2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し計上してございます。

1目の高額療養費は、前年度比600万円減の5千万円を計上。

2目の高額介護合算療養費は、これまでの給付実績を踏まえまして、前年度比90万円減の10万円を計上しております。

次に、230ページになります。

上から2段目の4項、1目の出産育児一時金につきましては、前年同額の630万円、15人分を計上。

5項、1目の葬祭費につきましては、前年度比15万円減の30万円を計上しております。

6項、1目の傷病手当金につきましては、適用期間が本年3月までとなっておりますが、令和4年6月末までに適用期間が延長されたことから科目計上しているものでございます。

232ページになります。

3款、国民健康保険事業費納付金は、北海道へ納付金を支払うための科目で、その金額は北海道からの通知に基づき計上してございます。

1項、1目の医療給付費分につきましては、前年度比1,071万3千円減の2億2,522万9千円を計上。

2項、1目の後期高齢者支援金等分につきましては、前年度比29万8千円減の5,638万4千円を計上。

3項、1目、介護納付金分につきましては、前年度比96万5千円増の2,085万5千円を計上しております。

234ページになります。

6款、1項、1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保加入の40歳から74歳の被保険者を対象とした特定健診と特定保健指導に要する経費の計上分でございますが、前年度比20万4千円増の544万5千円を計上しております。増額の要因としましては、特定健診にかかる1人当たりの健診単価の増によるものでございます。

右側の235ページになりますけれども、11節の役務費は、1款の方で説明しました国保データベースシステムの回線使用料について、一般管理費に科目替えしておりますけれども、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料としまして、38万1千円を計上。

12節の委託料は、特定健診業務にかかる費用でございますが、670名分の基本健診料などとして505万5千円を計上してございます。

次に、2項、1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費分ですが、前年度比5万7千円増の668万4千円の計上であります。

1節は、未受診者への勧奨事務等にあたる会計年度任用職員への報酬27万9千円を、7節、健診結果説明会での栄養相談業務などの臨時管理栄養士への報償費12万7千円を計上してございます。役務費は、医療費通知等の郵送料や臨時管理栄養士への傷害保険料を合わせて31万4千円を計上、委託料のうち独自健診業務に90万9千円、医療費通知等の共同電算処理特別業務に5万8千円を計上、18節、負担金、補助及び交付金では、特定健診受診率向上共同事業負担金に440万7千円を、健康診査助成金は、脳ドックに対する助成金でございますが、前年同額の15人分30万円を計上してございます。

以上、令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第9号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書239ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案第9号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めまして、ご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」のページ数、29ページ、30ページに後期高齢者医療会計の概要を記載してございます。資料の内容につきましては、説明の方を省略させていただきますけれども、予算編成にあたる基本的な考えとしまして、歳入では、後期高齢者医療制度において、財政運営期間が2年間とされておりまして、保険料につきましては、令和4年度が2年ごとの見直しの年となっておりますので、北海道後期高齢者医療広域連合から示されました保険料を計上してございます。また、低所得者の保険料軽減分や広域連合への事務費等についても広域連合から示された額を一般会計から繰入金として計上してございます。

歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金の方を計上してございます。

それでは、予算書239ページに戻りまして、内容の方を説明させていただきます。

議案第9号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,920万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして390万円、4.1%の増となっております。

240ページ、241ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、242ページ、243ページには総括表を載せてございますので、ご覧いただくこととしまして、内容につきまして、244ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

244ページの歳入でございます。

1款、1項の後期高齢者医療保険料でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合が定めました保険料額に基づき計上しており、保険料算定の基礎となる均等割額は5万1,892円、所得割率は10.98%としており、保険料総額では、前年度比112万4千円増の6,697万7千円を計上しております。

まず、1目、1節、特別徴収保険料は、被保険者数を807人と見込み、保険料額4,082万5千円を計上。

2目、1節 普通徴収保険料は、被保険者数を246人と見込み、保険料額2,610万2千円を計上。2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年同額の5万円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として道と町の負担分を合わせて、前年度比156万8千円増の2,493万4千円を計上しております。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費分と事務経費分を合わせて、前年度比120万8千円増の717万9千円を計上しております。増額の要因としまして、後期高齢者医療で使用しております機器更新に伴い町が負担する事務経費が増えたことによるものでございます。

次に、歳出でございます。248ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、1款、1項、1目の一般管理費につきましては、右側の249ページになりますが、担当者会議へ参加するための旅費、プリンタトナー等の消耗品費、被保険者証の一斉更新による郵便料の通信運搬費、後期高齢者医療システムの保守業務、後期高齢者医療システム使用料など、一般事務に要する経費としまして前年度比122万4千円増の398万円を計上しております。増額の要因としましては、令和4年10月から後期高齢者の被保険者窓口負担割合の見直しに伴い、被保険者証を年2回、8月と10月に更新することになるため、通信運搬費の増と後期高齢者システムの機器更新にかかる経費が増えたことによるものでございます。

2項、徴収費、1目の賦課徴収費につきましては、賦課通知送付用の窓あき封筒や保険料決定通知証送付のための郵便料など15万8千円を計上。

2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合共通経費の町の負担分としまして、事務費納付金304万3千円を計上。また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定負担金を合わせた保険料等納付金としまして9,191万2千円を計上。後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、前年度比266万9千

円増の9, 495万5千円を計上してございます。

250ページになります。

3款、1項、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金としまして、10万円を計上してございます。

以上、令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第10号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書252ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 各会計予算書の252ページになります。

議案第10号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めて説明させていただきます。

別冊の「各会計予算案の説明資料」の31ページから36ページに介護保険会計の概要を記載してございます。

内容につきましては、説明の方を省略させていただきますけども、予算編成にあたっての基本的な考えとしまして、歳入では、令和3年度から令和5年度までの第8期事業期間に要します保険給付費を基礎としまして積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定等にかかる所要額を含めた町の負担分の一般会計からの繰入金を計上してございます。

また、歳出の方は、保険給付費、介護認定審査会費、事業の運営経費等のほか、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業分を計上してございます。

資料の8ページの方をお開きいただきたいと思います。

基金の保有状況でございますけども、下から2行目に記載してありますように、介護保険特別会計収支の不足分および介護保険料の抑制のための取り崩しを行うことによりまして、令和4年度末の介護給付費準備基金保有見込額は869万2千円となる見込みでございます。

それでは、予算書252ページに戻りまして、内容を説明させていただきます。

議案第10号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,950万円と定めるものでございます。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして4,010万円、6.8%の増となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年同額の3千万円と定めるものでございます。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。保険給付費の各項目の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項目間の流用ができることを定めるものでございます。

次に253ページ、254ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、255ページ、256ページには、総括表を載せてございますので、ご覧いただくこととしまして、257ページ以降の事項別明細書によりまして、特徴的なものに限って説明させていただきますので、お許しをいただきたいと思います。

257ページの歳入でございます。

まず、1款、保険料でございますが、第8期介護保険事業計画によりまして、令和3年度から令和5年度までの基準保険料を月額5,650円、年額で6万7,800円として算定してございます。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう、国の標準段階と同じ第1段階から第9段階とし、第1段階から第3段階までの低所得者への保険料軽減を図ってございます。

1項、1目、第1号被保険者保険料、258ページの1節、特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,766人と見込み、保険料額を1億862万2千円。

2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者数を188人と見込み、保険料額を1,095万8千円とし、介護保険料の総額を前年度比730万5千円増の1億1,958万1千円を計上してございます。

次に、2款、1項、1目 介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして、保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた1億231万5千円を計上しております。

2項、1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金でございますが、現年分としまして、過去の実績からの保険給付費の7.46%、4,042万2千円を計上しております。

259ページになります。

2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分で、介護予防・日常生活支援総合事業費に要する費用の25%、346万円を計上。

3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、現年度分としまして、包括的支援事業・任意事業費に要する費用に対し38.5%の446万4千円を計上。

また、4目の保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に資する取り組みに対し交付されるものでございますが、前年実績額の104万1千円を計上。

5目、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防や健康づくり等に資する取り組みに対し、評価指標の達成状況に応じまして自治体に交付されるものでありますけれども、昨年実績額の109万4千円を計上するものでございます。

次に、3款、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の27%、1億6,041万9千円を計上。

2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分としまして、介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費の27%、373万7千円を計上しております。

次に、4款、1項、1目、介護給付費負担金は、現年度分としまして、保険給付費に対し、それぞれ道の負担割合を乗じました9,078万2千円を計上。

2項、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分としまして、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%の173万円を。

2目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましては、現年度分としまして、包括的支援事業・任意事業費の19.25%の223万2千円をそれぞれ計上しております。

261ページの2段目になります。

6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料の抑制分と介護保険会計の収支不足の補填分としまして377万4千円を繰り入れするものであります。

2項、1目、一般会計繰入金、262ページの1節、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費に要する町負担分12.5%の7,426万9千円を。

2節、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業分に要する町負担分12.5%の173万円を。

3節、地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金は、包括的支援事業・任意事業費分に要する町負担分19.25%の223万2千円を。

4節、その他一般会計繰入金につきましては、特別会計を運営するための事務費等に要する経費としまして979万7千円を。

5節、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第1段階を0.5から0.3に、第2段階を0.63から0.5に、第3段階を0.75から0.7とそれぞれ基準額に対する負担割合に軽減するため、639万7千円を軽減負担分として繰り入れするものであります。

次に、265ページの歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、担当者会議や研修会等へ参加するための旅費、被保険者証や負担割合証等の消耗品費、各種通知書等の送付にかかる通信運搬費、介護保険システム保守業務、介護保険システムデータセンター使用料など、一般事務に要する経費としまして前年度比220万4千円減の255万3千円を計上してございます。減額の要因としまして、制度改正に伴うシステム改修がなくなったことと各施設への求人広告の補助金を廃止したことによるものでございます。

次に、2項、徴収費、1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や郵便料としまして19万9千円を計上してございます。

3項、1目の介護認定審査会費につきましては、北見市、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費としまして363万円を計上。

2目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして284万2千円を計上しております。

267ページになります。

2段目になりますけども、4項、1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費としまして50万2千円を計上しております。

次に、2款、1項、1目、居宅介護サービス給付費でございますが、居宅要介護者にかかる給付分で、利用者の増によりまして、前年度比2,527万9千円増の1億4,880万6千円を計上。

3目、地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの利用に対する給付に7,943万7千円を計上し、5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスにかかる給付費ですが、特養や老人保健施設への入所者の増によりまして、前年度比1,270万2千円増の2億7,829万4千円を計上しております。

269ページになります。

7目、居宅介護福祉用具購入費は、前年度比20万円減の80万円を計上。

8目、居宅介護住宅改修費は、前年度比50万円減の150万円を計上。

9目、居宅介護サービス計画給付費は、2,076万8千円を計上してございます。

2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、2の被保険者に対する介護

予防に要する経費を計上してございます。

1目、介護予防サービス給付費は、居宅要支援者にかかる給付で、サービス利用者の増によりまして前年度比558万9千円増の986万5千円を計上。

5目、介護予防福祉用具購入費に40万円を計上。

6目、介護予防住宅改修費には140万円を計上。

7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成給付費でございますが、前年度比105万7千円増の290万5千円を計上してございます。

次に、271ページになります。

3項、1目、審査支払手数料は、介護給付費の請求にかかる審査支払手数料としまして44万8千円を計上しております。

4項、1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が、一定額を超えた場合に給付するものでありまして1,389万円を計上。

2目、高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で、前年同額の10万円を計上しております。

5項、1目、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と、医療保険の自己負担の合計額が、年間で一定額を超えた場合に給付するもので、前年同額の260万円を計上しております。

2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付となりますが10万円を計上しております。

6項、1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付としまして、前年度比163万5千円減の3,272万5千円を計上。

3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付としまして10万円を計上しております。

273ページになります。

3款、地域支援事業費、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては1,336万2千円を計上しています。主な内容としましては、274ページ、委託料のサービス計画作成業務に86万2千円、運動指導等業務に165万1千円。

18節、負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援者にかかる訪問型・通所型サービス事業に1,077万3千円を計上してございます。

2目、一般介護予防事業費につきましては、住民が主体的に実施します活動の普及推進や身近な地域での介護予防事業の実施を目的に47万9千円を計上しております。委託料の老人クラブや町内会の集いのほか「いきいき百歳体操」への専門職派遣による運動指導等業務に29万8千円を計上してございます。

次に、包括的支援事業・任意事業費、1目、総合相談支援事業費につきましては、地域におけます関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握、相談を受けるなど地域における適切な保健・医療・福祉サービスなどにつながる支援を行う経費としまして710万7千円を計上しております。主な内容は、地域包括支援センター職員への人件費に充当するため、一般会計繰出金として705万2千円を計上しております。

275ページになります。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医・ケアマネージャー・地域の関係機関との連携を通じまして、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費としまして14万7千円を計上。

4目、地域包括支援センター運営費につきましては、介護サービス事業者のネットワーク化など支援システムを構築する取り組みや地域包括支援センターの運営協議会に要する経費としまして121万1千円を計上しております。

5目、生活支援体制整備事業費につきましては、生活支援・介護予防サービスの体制整備にかかる協議体や生活支援コーディネーターの経費で126万7千円を計上しております。主のものですが、276ページの生活支援コーディネーター業務にかかる委託料としまして115万2千円を計上してございます。

6目、認知症総合支援事業費につきましては、認知症初期集中支援推進事業にかかる経費としまして44万円を計上してございます。主な内容としましては、278ページの委託料、認知症の人を含めた集いの場における相談や支援業務にあたる専門職派遣業務に6万5千円、北見赤十字病院への認知症初期集中支援チーム業務に28万3千円を計上しています。

7目、在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、在宅医療と介護の連携に要する経費としまして、前年同額の23万5千円を計上。

8目、地域ケア会議推進事業費につきましては、介護支援専門員の資質向上やケアマネジメントの向上を図る経費としまして12万円を計上。

9目、任意事業費は、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用にかかる経費や家族介護用品購入に対する費用としまして107万3千円を計上してございます。

以上、令和4年度介護保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第11号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書282ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 各会計予算書の282ページをお開き願います。

議案第11号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の39ページをご覧くださいと思います。

下水道会計の予算編成にあたっての大筋を記載しております。

まず、歳入については、特に、国庫支出金に今年度で終了します下水処理施設の設備更新にかかる補助金を昨年度に引き続き計上しております。

また、地方公営企業法適化に向けた移行業務の財源として、昨年度に引き続き地方公営企業会計適用債を計上しております。

次に、歳出につきましては、歳入でご説明しました下水道施設の設備改修にかかる工事費用を。

また、地方公営企業法適用にかかる業務委託料を計上しております。

なお37ページ、38ページに下水道事業特別会計の概要を、39ページの中段には投

資的事業の内訳を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

それでは、予算書の282ページに戻りまして、まず、第1条第1項で予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,910万円と定めるものであります。

また、第2項では、歳入歳出予算の区分ごとの金額は、次ページの第1表 歳入歳出予算によるものと規定しております。

第2条では、地方債について定めておりますが、後ほど、第2表 地方債で説明させていただきます。

第3条では、一時借入金の借り入れ最高額を1億円と定めております。

それでは、285ページをお開きください。

第2表 地方債であります。起債限度額を農業集落排水事業で3,060万円、個別排水処理施設整備事業で1,400万円、地方公営企業法適用事業で2,270万円、合わせて6,730万円と定めようとするものであります。

それでは、総括部分は割愛しまして、288ページの事項別明細書、歳入をご覧ください。

右側の説明欄の特徴的な部分について説明いたします。

2款、1項、1目、農業集落排水施設使用料につきましては、前年度使用料の実績を勘案し5,095万9千円を計上しております。

2目、個別排水処理施設使用料につきましては、本年度の新規設置数なども見込み1,543万9千円を計上しております。

3款、1項、1目、国庫補助金につきましては、農業集落排水事業により、農業集落排水管理センターの設備改修のための工事費など6,130万円に対する補助率50%ということで3,065万円を計上しております。

次に、290ページ、4款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、歳出総額から分担金・使用料・補助金・町債等の自主財源および特定財源を差し引き、その不足額を一般会計から繰り入れするもので、前年度と比較して539万8千円減となる7,190万2千円を計上しております。

6款、3項、1目、雑入の消費税還付金につきましては、令和3年度の決算見込みを基に消費税の算出を行ったところ、課税売上消費税に比べ、課税仕入れ消費税が多くなる見込みとなったことから1,057万2千円を計上しております。

次に、7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水事業の補助残に充てるため、下水道債と過疎債合わせて3,060万円を計上しております。

2目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、事業費の起債対象経費分として、下水道債と過疎債合わせて1,400万円を計上しております。

次に、292ページ、3目、公営企業会計適用債につきましては、国から令和5年度までに下水道事業を地方公営企業法の適用に移行することが要請されていることから、それに要する令和4年度分の費用として2,270万円を計上しております。

次に、294ページから歳出について説明いたします。

全体をとおしまして、需用費など物件費や委託料については、各施設の運転運用にかかる資材費や燃料費、委託業務経費となっており、前年度の実績を基本に計上しておりますので増減の大きな部分を中心に説明させていただきます。

1 款、1 項、1 目、一般管理費につきましては、前年度と比較し 6 9 9 万 3 千円増の 2、6 9 2 万 3 千円を計上しております。

1 2 節、委託料は、下水道事業を地方公営企業法に適用するため、令和 4 年度につきましては、固定資産評価業務と法適用移行事務支援業務の費用として 2、2 7 1 万 5 千円を計上しております。

2 7 節、繰出金は、使用料賦課徴収経費の下水道負担分として、水道事業会計へ繰り出すものですが、徴収にかかる経費の増などにより、前年度と比較し 1 6 2 万 2 千円増の 3 8 4 万 8 千円を計上しております。

次の 2 項、1 目、農業集落排水管理費につきましては、前年度と比較し 2 7 5 万 7 千円増の 6、8 0 4 万 3 千円を計上しております。

1 0 節、需用費、光熱水費では、前年の実績を踏まえ 5 9 万 7 千円減の 1、2 9 5 万 5 千円を計上しております。

1 1 節、役務費、手数料では、農業集落排水管理センターの設備改修工事にかかる汚泥引抜き手数料の減などにより 5 0 万 9 千円減の 2 4 8 万 4 千円を計上。

1 2 節、委託料の処理施設維持管理業務では、3 年ごとの長期継続契約の見直しにより 4 2 9 万円増の 3、8 0 8 万 2 千円を計上しております。

次の 2 9 6 ページ、2 目、個別排水管理費につきましては、前年度と比較し 1 1 1 万 1 千円増の 2、0 7 7 万 8 千円を計上しております。

1 0 節、需用費では、合併浄化槽消耗品および付帯設備部品の交換、不具合個所の修繕費用として、前年と比較し 1 5 万 8 千円増の 6 8 万 3 千円を計上。

1 2 節、委託料では、浄化槽点検基数および労務単価の増に伴い 9 0 万 6 千円増の 1、7 0 1 万 3 千円を計上しております。

次に、2 款、1 項、1 目、農業集落排水事業費につきましては、前年と比較し 1 億 4、8 4 5 万 6 千円減の 6、1 3 4 万 7 千円を計上しています。

1 4 節、工事請負費では、令和 2 年度から令和 4 年度において実施します設備更新工事のうち、本年度分の工事費 6 千万円を計上しております。

この財源については、収入でも説明しましたが、国庫補助金 5 0 % と残りは起債となっております。

1 8 節、負担金、補助及び交付金では、今回の設備更新事業に伴う土地改良事業団体連合会の特別賦課金 4 万 7 千円を計上しております。

2 目、個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年と比較し 9 万 9 千円増の 1、9 0 2 万 5 千円を計上しております。

1 4 節、工事請負費では、本年度 4 基の設置工事分として、昨年度比 9 万 7 千円増の 1、6 9 3 万 7 千円を計上しております。

2 9 8 ページ、3 款、1 項、公債費については、償還計画に基づき必要額を計上しています。

続きまして、3 0 0 ページは、債務負担行為のうち当該年度以降支出のあるものの調書で、前年度末までの支出見込額と 本年度以降の支出予定額を掲載しており、3 0 0 ページの最下段の計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は 3、1 5 1 万 5 千円で、そのうち一般財源は 1 万 5 千円となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料の39ページに一覧にしてありますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、301ページにつきましては、地方債の調書であり、令和4年度末における元金残高は増減を算定し表の右下に記載のとおり6億6,605万4千円となる見込みであります。

以上、令和4年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。  
○議長（須河 徹君） 次に、議案第12号 令和4年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書303ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 各会計予算書303ページになります。

議案第12号 令和4年度訓子府町水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第1条の規定によりまして、第2条では、業務の予定量を定めております。給水件数は2,090件、年間総給水量は62万5千 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量は1,712 $\text{m}^3$ とし、主要な建設改良事業につきましては、大谷水系導水管更新事業、総事業費6,940万円、老朽管更新事業、総事業費4,148万円。機器更新事業、総事業費185万円となっております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入については、第1款、水道事業収益が第1項、営業収益と第2項、営業外収益を合わせて1億7,427万円の計上です。

支出については、第1款、水道事業費用が、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、予備費を合わせて1億5,304万5千円の計上となります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入については、第1款、資本的収入が第1項、企業債、第2項、補助金を合わせて1億3,013万7千円を計上しております。

支出については、第1款、資本的支出が、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金を合わせて1億6,423万円の計上ではありますが、第4条のカッコ書きに記載しておりますとおとり収入額が支出額に対して不足する額3,409万3千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、3条の収益的収支および4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど307ページ以降の実施計画説明書で説明させていただきます。

次に、304ページ、第5条の企業債につきまして、表に記載のとおり各事業の起債限度額の合計を9,320万円とし、証書借入で年利5%以内、償還方法は記載のとおりとなっております。

第6条の一時借入金の限度額につきましては1億円と定めております。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,854万3千円と定めております。

次の第8条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を2,932万7千円と定めるものです。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を785万円と定めております。

それでは、307ページ以降の令和4年度訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出については、経営活動に伴い発生する全ての収益と費用を計上するものですが、全体を通して直近の実績に基づき計上しております。説明については、右側の説明欄に沿って特徴的な部分を中心に説明いたします。

まず、収益的収入の1款、1項、営業収益、1目、給水収益ですが、水道料金につきましては、過去3年間の使用水量を勘案し1億4,847万2千円を計上しております。

2目、その他営業収益ですが、下の負担金、消防用水負担金では、新消防庁舎の開所に伴い、消防用水負担金の見直しを行い、令和4年度から2万円を計上、同じく、負担金の下水道会計負担金では、徴収にかかる経費の増などにより前年と比較し162万2千円増額の384万8千円を計上しております。

次に、2項、営業外収益、2目、他会計補助金ですが、下水道事業業務併任分として、人件費補助769万5千円を含め1,075万6千円を計上しております。

3目、長期前受金戻入は、補助金・工事負担金・受贈財産評価数をもって取得した資産について、その減価償却に合わせて収益化するもので、合計で1,083万1千円を計上しております。

次に、308ページの収益的支出ですが、1款、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費、これは、水源施設および浄水施設に要する経費になります。

中段の修繕費の施設機械等修繕では、一般修繕のほか、大谷浄水場の残留塩素計と次亜塩素素注入ポンプの交換費用を含め554万7千円を計上しております。

下の負担金の鹿ノ子ダム維持管理負担金については、鹿ノ子ダムの維持管理費減に伴い、前年より23万5千円減の82万3千円を計上、これらを含めて100万5千円を計上。

次に、2目、配水及び給水費、これは、配水施設および給水施設に要する経費になります。

修繕費の検満メーター設備整備については、373基の設置料で691万円、同じく、材料費の水道メーター器については、その購入費用として743万5千円を計上していません。

次に、309ページ、3目、総係費ですが、これは事業活動全般に関連する経費になります。

給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費については、4名分の計上となっておりますが、収入で説明しましたとおり下水道事業事務併任分につきましては、一般会計から補助金として充当されております。

次に、中段の備用品費では、参考図書、事務消耗品のほか、公用車の消耗品等を計上し23万5千円。

4行下の委託料の水道施設管理業務委託では、3年ごとの長期継続契約の見直しにより前年と比較し69万9千円増の858万円を計上。同じく、委託料のシステム機器保守業務委託では、会計システムのバージョンアップに伴う導入経費と保守料金の見直しにより576万6千円を計上しております。

次に、310ページ、4目、減価償却費は、有形・無形固定資産について、それぞれ今年度費用の該当分3,909万6千円を計上しております。

5目、資産減耗費につきましては、減価償却が終了していない固定資産の廃棄に伴うもので該当分13万1千円を計上しております。

この2目については、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上となります。

次に、2項、営業外費用、1目、支払利息は、それぞれ必要額775万7千円を計上。

2目、消費税及び地方消費税の消費税納付については、支出よりも収入にかかる消費税額が大きくなる見込みで1万8千円を計上しております。

3目、雑支出は、約1%となる水道使用料還付金19万円を含め20万円を計上。

3項、予備費につきましては、例年と同額の30万円を計上。

次に、311ページ、資本的収入及び支出については、施設の建設など固定資産の取得に関わる収支を計上するものです。

まず、資本的収入であります。1款、1項、1目、建設改良費等に充てるための企業債につきましては、老朽管更新で道道北見白糠線・北2条線の2路線、機器更新、これは北栄ポンプ場送水ポンプの更新になります。それと基幹管路更新事業、これは大谷水系導水管更新になります。この調査設計を予定しており、それに充てる企業債9,320万円計上しております。

2項、1目の他会計補助金につきましては、過去に実施しました事業の起債償還元金に対する一般会計からの補助金1,857万1千円を計上しております。

同じく、2目、国庫補助金につきましては、基幹管路更新事業に対する国からの補助金であります生活基盤近代化事業基幹改良補助金1,836万6千円の計上になります。

次に、312ページ、資本的支出ですが、1款、1項、1目、施設整備費につきましては、大谷水系導水管更新の調査設計業務にかかる経費であります。旅費、備用品費、燃料費、委託料を合わせまして6,940万円を計上しております。

2目、施設改良費につきましては、委託料として、道道北見白糠線道路横断工の調査設計費446万円、工事請負費としまして、老朽管更新事業では、道道北見白糠線、延長270m分で2,712万円、北2条線、延長100m分で990万円、機器更新事業、北栄送水ポンプ場のポンプ1台ですが185万円、3事業合わせて3,887万円を計上しております。

3目、固定資産購入費につきましては、量水器設備費として、新設のメーター器18台の購入代金41万5千円を計上しております。

2項、1目、企業債償還金につきましては、償還計画額の5,108万5千円を計上しております。

次に、313ページの令和4年度水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、一年度中の現金の流れを見るための報告書であります。業務活動では、プラス3,980万円、投資活動では、マイナス6,759万3千円、財務活動では、プラス4,211万5千円、トータルの資金増加額はプラス1,432万2千円を予定しております。

314ページ、給与費明細書以降の財務諸表等につきましては、後ほどご覧いただくこととし説明は割愛させていただきます。

別冊の「各会計予算案の説明資料」の40ページには、投資的事業の概要、また、45

ページと46ページには、その整備箇所について図示しておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、令和4年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第14号、議案第7号から議案第12号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで午後2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第13号、議案第15号、議案第16号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第24、議案第13号、日程第25、議案第15号、日程第26、議案第16号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書87ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書の87ページになります。

議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和などを行うため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

記以下の説明につきましては、次の88ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

左側が改正案、右側が現行でございまして、それぞれ下線部が今回の改正部分となります。

まず、上段の第2条の改正でございますが、非常勤職員が育児休業を取得できる要件を緩和する改正でございます。第3号で定める育児休業をすることができない非常勤職員以外の非常勤職員、いわゆる、育児休業を取得できる非常勤職員の要件でございます。こちらのうち「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」という要件を削除するため第3号中アの（ア）を削り、イ以下を繰り上げるものでございます。

次に、中段の第16条の改正でございます。こちらにつきましても、同じく非常勤職員が部分休業、いわゆる育児時間と呼ばれるものでございますが、こちらを取得できる要件を緩和する改正で、第2号で定めるいわゆる部分休業を取得できる非常勤職員の要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」という要件を削除するという改

正を行うものでございまして、同号のア・イを削り、同号の本則中「次のいずれにも該当する」という部分を、イで定めていた「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員」に改めるものでございます。

次に、下段の部分でございます。こちらの部分につきましては、次のページにまたがりませんが、育児休業を取得しやすい相談体制・勤務環境の整備に関する措置を新たに定めるため、2条を追加するものでございます。まず、第23条といたしまして、職員又は職員の配偶者が妊娠、出産等を申し出た場合は、育児休業の制度説明と職員の育児休業請求の意向確認をすること、89ページになるんですけれども、第2項といたしまして、当該職員がその申し出をしたことで不利益な取り扱いをしてはならないということの規定を追加してございます。

続きまして、第24条として、育児休業の承認請求が円滑となるように、職員の研修の実施、相談体制の整備等を任命権者はしなければならない旨を条追加するものでございます。

87ページを戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第15号 訓子府町自転車等の放置防止に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書91ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第15号 訓子府町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

条例制定の背景として、当課で所管する農業交流センター駐輪場における放置自転車の問題が懸案事項としてありました。また同様に、町の施設で駐輪場を持つ他の課とも調整を図った結果、その適用範囲を公共施設等として条例を整備することに至っております。

それでは、本条例のポイントとなる事項のみ92ページから説明申し上げます。

まず、第1条で公共施設等における自転車等の放置を防止することにより、町民の生活環境の保全と施設機能の維持を図るなどの目的をここで述べております。

真ん中ぐらいいきまして、第3条でありますけど、ここで自転車等の設置を禁止するというようなことを定義した上で、続いて第4条、第4条からが具体的な措置となりまして、ここでは長期間の放置が認められる場合、町長が定めた保管場所で保管する旨を告知するための注意札というものを自転車に取り付ける注意喚起を行うということで規定しております。

続きまして、第2項では、それから1週間を経過しても状態が変わらない場合、はじめに保管場所に撤去して保管を行うことをここで規定しております。

続きまして、第5条では、前条第2項の規定により、撤去し保管したことを告示するための立て看板などの設置やその保管台帳の整備をしなければならないということを規定しております。ここでいう告示は立て看板等のほか、ホームページ等による告示というものも想定しております。

続きまして、第5条の第2項では、それと同時進行で防犯登録や通学許可証などから警察などを通じて照会をして利用者が特定できないかを調べて、次の第3項、このページの一番下になります第3項では、利用者が判明した場合、書面をもって町から通知することを規定しております。

続いて93ページにまいります。

93ページの8行目ぐらいから説明してまいります。

第6条は、原課として、こういった事態は想定しにくいと考えておりますけども、利用者が保管自転車などを引き取る場合の手数料金額を自転車1台につき千円、原動機付自転車1台につき3千円と定めております。

7条は飛ばしまして、第8条、こちらが告示の日から6か月を経過しても町が利用者に自転車を返還できない場合、所有権は町に帰属し、町が処分できると規定するものです。

最後に、附則で本条例の施行を令和4年4月1日からとしております。

以上、議案第15号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第16号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書94ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書の94ページをお開きください。

議案第16号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約変更につきましては、オホーツク町村公平委員会の経費の負担について、特定の事務に要する臨時的経費については、当該の町村等の負担とするということを定めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約。

オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第6条第1項ただし書きを次のように改める。

ただし、その費用のうち経常経費は、関係町村等がその職員数に比例して分担し、特定の事務に要する臨時的経費については、当該町村等の負担とする。

附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第16号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第13号、議案第15号、議案第16号、各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時43分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第28、報告第1号、日程第29、報告第2号、日程第30、報告第3号、日程第31、所管事務調査についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第28、報告第1号、日程第29、報告第2号、日程第30、報告第3号、日程第31、所管事務調査についてを先に審議することに決定しました。

◎報告第1号

○議長（須河 徹君） 日程第28、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書114ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の114ページをお開き願います。

報告第1号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

令和4年3月8日提出、訓子府町議会議長、須河 徹。

記、別紙。

次のページの115ページをご覧ください。

令和4年2月3日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

令和3年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和3年度の定期監査の結果を報告します。

記

令和3年度定期監査結果報告書 別紙。

117ページをお開き願います。

「3. 監査結果及び意見」という項目がございます。この項目のみを朗読させていただきました。それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

3. 監査結果及び意見

令和3年度の定期監査は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、

介護保険特別会計、下水道事業特別会計および水道事業会計の6会計について実施いたしました。

監査の着眼点は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの期間における事務事業の執行と経営管理の状況を中心としました。

監査の具体的内容は、各課等共通事項としては、各課等配当予算の執行状況と備品の調達および管理状況を、各課個別事項としては、15項目（別紙1）を重点としたほか、課で担当している団体（別紙1別表）の経理事務とその管理を対象としました。

また、現地調査として共同利用模範牧場の捕縛枠整備事業および作業機械更新事業の実施状況を、学校現地調査として居武士小学校の学校経理と学校管理状況について確認を行いました。

監査方法は、各課等から提出があった資料について職員の説明を受け、それをもとに質疑を行い、関係書類の突合や点検を行いました。

この結果、全ての会計等において法令に従い、町の行政執行の方針に合致し、適期、適正に執行していることを認めます。

今後、出納整理期間まで引き続き適正な事務執行に努めるとともに、安定した住民サービスの提供を図る観点で将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、町税などの自主財源の確保に努め事務事業の徹底した見直しを望みます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第2号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第29、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書128ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の128ページをお開き願います。

報告第2号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和4年3月8日提出、訓子府町議会議長、須河 徹。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和4年1月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和4年1月11日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの129ページから131ページにつきましては、説明を省略させていただきます。132ページをお開き願います。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和4年2月14日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和4年2月14日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次の133ページから135ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、追加で配布させていただきました3月分の例月出納検査結果についてご報告申し上げます。136ページでございます。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和4年3月7日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和4年3月7日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次の137ページから139ページにつきましても先の2件と同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第3号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第30、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書140ページです。

二つの常任委員会から令和3年度の閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告いただきます。

まず、最初に、総務文教常任委員会からお願いいたします。

3番、山田日出夫君。

○総務文教常任委員会委員長（山田日出夫君） ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、令和3年度総務文教常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

この所管事務調査につきましては、令和3年第2回定例会におきまして、令和3年度中、閉会中も継続調査できるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査および質疑の内容については、省略いたしますが、令和4年1月14日に

は、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見として、まとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、議案書の141ページからの「2. 調査所見」の朗読をもって、報告にかえさせていただきたいと思います。

(1) 入札執行状況については、町内業者の入札参加の機会確保に配慮しながら、引き続き公正な執行に努めることを望みます。

(2) まちづくり推進会議については、町政への住民参画に向け、委員の出席率の向上と女性の登用を進め、その機能を発揮できるように充実を図ることを望みます。

まちづくりパワーアップ特別対策事業については、事業内容の精査も含めニーズにあった全体的な事業の見直しを望みます。

車座トークや夜間町長室開放など広聴事業については、今後も継続し幅広い町民からの意見聴取の場の確保を望みます。

(3) 国民健康保険事業については、町民負担に配慮した事業の健全な運営を望みます。特定健診は、今後も受診率向上に向けた広報に努めるよう望みます。

(4) 税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が認められます。

なお、税の公平性の原則から、滞納繰越額の縮減と新たな滞納者抑制への取り組みの継続を望みます。

(5) 各種福祉施策のうち、子ども医療費助成事業については、子育て支援事業としても評価するものであり、今後も事業継続を望みます。

介護保険事業については、利用者の実態に十分配慮した対応を今後も望みます。また、介護予防としてのいきいき百歳体操は各地域で自主的な運営が進み、事業効果が認められており、さらなる普及に努めることを望みます。

静寿園待機者については、希望に沿えるよう状況把握に努めることを望みます。

認知症高齢者見守り事業および障害者支援事業については、引き続き状況把握に努め、必要なサービス提供につなげることを望みます。

除雪サービス事業、高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者支援事業については、引き続き事業継続に向けた課題の整理と利用者への周知を望みます。

(6) 児童センターについては、子育て・教育面等において大きな効果が認められ、今後とも利用者の声を生かし、安全に配慮した運営を望みます。

(7) 各種予防業務の実施については、各種事業内容は充実していると認めます。引き続き受診率向上に向けた取り組みを望みます。

(8) 子育て支援センターについては、子育て世代の相談の場、交流・情報交換の場としての効果が認められ、今後も利用者に寄り添った活動を望みます。

(9) こども園の運営については、異年齢教育・保育の効果が見られます。引き続き、体制整備を含め安全に配慮した運営に努めることを望みます。

(10) スポーツセンターについては、引き続き利用者の安全への配慮に努め、今後においても町民の利用に向けた取り組みを望みます。

温水プールについては、事故防止に最善を尽くしながら、ボイラー更新が終了し長期間利用が可能となったことから、スポーツセンターとの連携を含め一層の利用促進を求めます。

(11) 図書館の運営については、今後も本に親しむ事業等、図書館の利用の多様化につながる取り組みの継続を望みます。

歴史館の運営については、入館者の拡大を図るとともに、今後もこれまでの歴史を収集した伝承資料の展示方法の工夫など、後世に伝える地道な取り組みを求めます。

(12) 青少年研修館については、今後においても施設の目的に沿った利用に努めることを望みます。

(13) その他委員会の所管に関する事項

①地域担当職員制度については、その成果が認められるところですが、今後においても、職員の負担を考慮しながら地域との連携を図ることを望みます。

②ふるさと納税については、町のPR効果を認めるものであり、今後も事業継続を望みます。

③要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、子どもの教育、学習機会を保障するため今後も継続し、さらに充実を図ることを望みます。

④地域巡回講座については、講座の内容充実と一層のPRを望みます。

⑤文化・芸術振興事業（アート・タウン・プロジェクト事業）については、町民の参加も含めた今後の事業展開について検討を求めます。

訓子府の歴史を物語る一連の作品の背景についての説明および設置場所を表示した総合案内の設置を検討していただきたい。

⑥GIGAスクールについては、事業効果が十分に発揮されるよう、教職員の研修を引き続き実施し、児童生徒への教育効果の向上に努めることを望みます。

以上をもって、総務文教常任委員会 所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

8番、谷口武彦君。

○産業建設常任委員会委員長（谷口武彦君） 議長からお許しをいただきましたので、令和3年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても令和4年1月14日に委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり、調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、議案書の143ページからの「2. 調査所見」の朗読をもって、報告にかえさせていただきたいと思います。

(1) 農業振興については、国内外の動向、情報を把握するとともに、関係団体などと連携し、行政として必要な取り組みを講じることを望みます。

多面的機能支払交付金事業については、事業効果は大いに評価するものの、災害時における迅速な対応などの課題整理に向け、保全会との密な協議を望みます。

なお、保全会事業については、行政と保全会のさらなる連携と、会員の戸数減少により生じる保全会活動の支障解消に向けた取り組みの検討を求めます。

訓子府農業の多様性を見据えた農地流動化の検討を望むとともに、担い手対策は、引き続き地道な活動を願い、婚活事業については各イベント再開の効果を期待します。

(2) 畜産振興については、酪農家の多様な経営形態に応じた振興策を講じるようJA

や関係団体と十分に連携し、畜産クラスター計画など支援制度拡充に向け、国などに対し強く求めていただきたい。

また、町営牧場は酪農家の安定経営に向け果たす役割は大きく、引き続き収支のバランスと利用拡大・安全な管理体制の充実を望みます。

(3) 中小企業の振興については、住環境リフォーム促進事業や店舗出店等支援事業および店舗改修事業などその効果は大いに評価できることから、事業の継続を望みます。

就労助成金事業および後継者育成助成金事業についても同様に評価するものであるが、今後商工会とより連携した事業の推進と本人助成金の支給要件の緩和、あわせて事業効果と検証を求めます。

(4) 堆肥供給センターについては、良質でさらに利用者のニーズに応じた堆肥の供給を図るため、施設等の適切な管理に努めることを望みます。

(5) 温泉保養センターの運営については、今後も適切な管理のもと維持管理経費の縮減に努めるとともに、利用者拡大につなげていくことを望みます。

(6) 町営住宅及び町有住宅の維持管理については、住宅使用料滞納額の解消への努力が認められ、今後も徴収への努力を望みます。滞納者については横の連携をとり、総合的な対応の検討を望みます。

(7) 建築及び土木事業の執行については、契約に基づき適正に施工されており、消防庁舎は職員等の意見が十分に反映された設計となっています。今後とも財政健全化の推進を図るとともに計画的な公共工事の執行を求めます。

(8) 下水道事業の運営については、施設更新計画に基づき、引き続き施設の適切な管理と計画的な整備を行いながら、機能維持に努めることを望みます。

(9) 上水道事業の運営については、安全で安定した水道水の供給に万全を期すとともに、今後とも水資源の有効活用のためにも漏水箇所の早期把握に努め、有収率の向上を図ることを求めます。

さらに、老朽管の更新計画については、水道ビジョンを基に財源確保や財政状況を見据え、計画的な推進を求めます。

(10) 道路・河川・橋梁の維持については、災害などにより恒常的に被災する箇所の解消に努めるとともに、中・小河川の計画的な維持管理の遂行を望みます。

また、道路・河川・橋梁などの改修に関わる財源の確保のため、国などに対し引き続き制度拡充を求めることを望みます。

(11) 公園の維持管理については、各公園の遊具について引き続き安全確保の徹底を望みます。

また、シルバー世代の活用も意識した公園のあり方について検討していただきたい。

(12) 町有林の維持管理については、森林の持つ水源かん養機能を重視し、町の財産としてその価値を高めるため、森林整備などに関わる財源確保を引き続き国に対し求めるとともに、関係機関と連携を図り、適切な管理に努めることを望みます。将来的にドローン等の最新技術の活用も視野に入れていただきたい。

また、森林認証の活用・PRなどにより、木材産業活性化の推進を図ることを求めます。

(13) その他委員会の所管に関する事項

①随意契約などの小規模工事の執行に当たっては、今後も町内産業の振興にも考慮した

がら公平で公正な執行を求めます。

②商品券事業については、経済対策としての事業効果は認められます。今後の交付金事業においては、影響を受けた人・事業者に寄り添った制度設計を求めます。

③新型コロナウイルス感染症対策として実施した経営継続支援事業については、影響を受けた事業者に寄り添った取り組みとなっており、事業効果が大いに認められます。

以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

#### ◎所管事務調査について

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から所管事務調査について、令和4年度閉会中も継続して調査および審査できるよう議決の願い出が議長に対して出されております。

これを議題として、総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の所管事務調査を認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会および産業建設常任委員会委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、令和4年度閉会中も継続して調査および審査できるよう決定いたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

明日から一般質問を行います。午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願いいたします。

散会 午後 3時 8分